

No.	必要書類	様式等
1.	地域公共交通計画認定申請書	様式第 1-1 ➤ 申請者は法定協議会になります。 ➤ 申請日は令和 7 年 6 月 30 日以前にしてください。
2.	地域公共交通計画 (①及び②の資料)	①補助要綱規定事項一覧表【例】 ※補助要綱第 17 条第 1 項に規定する事項の記載ページを示したもの。 ②地域公共交通計画本体の該当ページ部抜粋
3.	地域公共交通計画の別紙	地域公共交通計画の別紙【例】 ➤ 幹線系統も申請する法定協議会にあっては、幹線系統とフィーダー系統は別々に作成いただくようお願いします。
4.	地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者	表 1 ➤ 地域公共交通計画の計画期間における年度分すべてが必要です。次事業年度以降の運行内容に変更がない場合は明記のうえ、次事業年度以降のものは添付を省略することが可能です。
5.	地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要	表 5
6.	人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図	地域区分図【例】 ➤ 全域が対象となる場合は不要です。 ➤ 交通不便地域の指定を受けている場合には指定書の写しも添付してください。
7.	表 1 に記載の申請系統の路線図(区域運行の場合、運行区域図)	路線図(運行区域図)、営業区域図(乗用タクシーの場合に限る)
8.	補助要綱別表 7「ハ」の接続要件を満たすことが確認できる資料	幹線系統路線図等 ➤ 補助対象地域間幹線系統等との接続点が見えるものを提出してください。
9.	表 1 に記載の申請系統の時刻表	時刻表、利用案内等 ➤ 申請系統の便が判別できるように表 1 の申請番号を記入してください。 ➤ 路線不定期・区域運行の場合、予約方法や乗降場所が見える資料も提出してください。
10.	表 1 に記載の申請系統のキロ程が分かる資料	キロ程表
11.	表 1 に記載の申請系統の計画運行日数及び回数の算出根拠が分かる資料	日数・回数チェックカレンダー【例】 ➤ 添付した表 1 の年度分提出してください。 (添付を省略しない場合は R8～R10 年度分)
12.	乗用タクシーの補助を受ける場合、①及び②の資料 (任意様式)	①地図 ※補助要綱別表 7 リの地域の範囲及び過去に乗合バス等が運行していた路線を示したもの。 ②市町村が主体的に交通手段を継続して検討してきたこと示す書面(検討会の開催実績等)

非該当

非該当

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会
住 所 奈良県大和郡山市北郡山町 248-4
代 表 者氏名 会長 上田 清

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

補助要綱規定事項一覧表

自治体名：大和郡山市

計画名称：大和郡山市地域公共交通計画

		地域公共交通計画での記載箇所（頁）
補助要綱第17条第1項に規定する事項	（第1号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割	P68「（2）各交通手段の役割分担」＞デマンド型交通
	（第2号関係） 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	P68「（2）各交通手段の役割分担」＞デマンド型交通、 P76「Ⅲ-2 デマンドタクシーの導入」
	（第3号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要	P76「Ⅲ-2 デマンドタクシーの導入」
	（第4号関係） 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法	・利用者の数：P89 ・収支：P91 ・公的資金投入額：P90

(2) 各交通手段の役割分担

将来ネットワークを実現する上で、各交通モードについて、下記に示す位置づけ、ならびに役割のもと、確保・維持に努めていくものとします。

表 交通手段別の役割分担

位置づけ		モード	路線等	役割	確保・維持の方針
幹線公共交通	広域幹線	鉄道	近畿日本鉄道 JR 西日本	地域公共交通ネットワークの骨格を形成し、広域的な観点から、生活、観光等の多面的な移動を支える。	鉄道駅及びその周辺の取り組みと合わせ、サービス及び需要の確保をめざす。
	地域幹線	民間路線バス	奈良交通	地域公共交通ネットワークの第2の骨格を形成するサービスであり、市民の日常的な利用、市外からの観光需要等、市内の多面的な移動を支える。	一部の路線については、 地域公共交通確保維持事業（幹線補助） を活用し、持続可能な運行をめざす。
面的交通		一般タクシー		きめ細やかな需要や、その他の手段で支えることのできない多様な移動を面的に支える。	その他の移動手段との役割分担の下、サービス及び需要の確保をめざす。
補完的な公共交通	定時定路線型サービス	大和郡山市コミュニティバス		広域幹線・地域幹線に接続する支線として、住民生活に係る移動を支える。	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助） を活用し、持続可能な運行をめざす。 [※]
	デマンド型サービス	住民参加型移動・外出支援サービス		地域の移動需要に対して、地域自らの力で支える。	大和郡山市高齢者移動支援事業の推進によって、サービスの確保・推進を目指す。
		デマンド型交通		広域幹線・地域幹線を補完するサービスとして、それらの移動手段で対応できない移動需要を支える。	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助） を活用し、持続可能な運行をめざす。 [※]

※地域公共交通利便増進実施計画を別途作成し、確保・維持を推進することを想定

-- 用語について --

○地域公共交通確保維持事業：地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するための運行経費（赤字）に対する国庫補助事業

基本方針Ⅲに対応する事業内容

Ⅲ-1 コミュニティバスの再編 ★

★リーディングプロジェクト（利便増進実施計画への位置づけ）

○ 概要

◇ 効率的かつ持続的な地域公共交通サービスとしていくため、需要や地域ニーズに照らし合わせた停留所、運行ルートや運賃の見直しを行う。また、施策の継続にあたっては、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し、持続可能な運行をめざす。

＜運行中の大和郡山市コミュニティバス車両＞



（※ 本施策メニューは「大和郡山市地域公共交通利便増進実施計画」にもその内容を定め、推進を図る）

○ 関連する計画

◇ 大和郡山市総合交通戦略

○ 実施主体

◇ 市

○ スケジュール（年度）

令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	令和 12 年	長期
運賃見直し	随時検討・実施	⇒	⇒	⇒	⇒

Ⅲ-2 デマンドタクシーの導入 ★

★リーディングプロジェクト（利便増進実施計画への位置づけ）

○ 概要

◇ 地域公共交通が利用できない交通空白地を解消するため、路線バスやコミュニティバスを補完するサービスとして、デマンドタクシーの導入を進める。なお、事業内容については令和 7 年（2025 年）10 月～令和 8 年（2026 年）3 月に実施した実証運行の結果を反映するものとする。また、施策の継続にあたっては、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し、持続可能な運行をめざす。

＜令和 7 年 10 月 実証運行出発式の様子＞



（※ 本施策メニューは「大和郡山市地域公共交通利便増進実施計画」にもその内容を定め、推進を図る）

○ 関連する計画

◇ 奈良県地域公共交通計画

○ 実施主体

◇ 市

○ スケジュール（年度）

令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	令和 12 年	長期
本格運行の開始	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

8. 達成状況の評価及び進捗管理

8.1 達成状況の評価

先に示した基本方針に基づき、本計画の目標を以下のとおり定め、達成状況の評価を行っていくものとします。

<基本方針Ⅰ>によって達成する目標

<基本方針Ⅰ>で定めた「「コンパクト・プラス・ネットワーク」による地域づくりを実現する拠点整備及びネットワーク構築の一体的な推進」によって達成する目標として、以下の評価指標及び数値目標を設定します。

表 <基本方針Ⅰ>に対応する評価指標ならびに数値目標

評価指標		現状	目標値 (令和12年度)	考え方
地域公共交通の利用者数 (人/年)	鉄道 (市内7駅)	2.9万人/日 (令和5年度実績)	2.9万人/日	人口減少が予測される中で、現在の地域公共交通網を維持するため、各公共交通の利用者数を維持する。
	【近鉄】平端駅・九条駅・筒井駅・近鉄郡山駅・ファミリー公園前駅 【JR】大和小泉駅・郡山駅			
	路線バス (市内11系統)	426万人/年 (令和5年度実績)	426万人/年	
	【11系統】イオンモール大和郡山～近鉄郡山駅			
	タクシー (生駒交通圏)	76万人/年 (令和4年度実績)	76万人/年	
	【生駒交通圏】生駒市、大和郡山市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町			
	コミュニティバス(3路線)	2.9万人/年 (令和6年度実績)	2.9万人/年	
	※下記【参考】参照			
	デマンドタクシー	—	各10人/日	
	※令和8年4月から2地区で本格運行のため、現時点では実績なし			

【参考】コミュニティバス3路線の利用実績

(単位：人)

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
利用者数	38,790	36,144	28,740	28,413	27,875	29,502	29,008
備考	※ピーク	※令和2年1月15日 国内で初めて新型コロナウイルスの感染が確認					

＜基本方針Ⅱ＞によって達成する目標

＜基本方針Ⅱ＞で定めた「既存公共交通機関の維持・強化につながるサービス体系の整備」によって達成する目標として、以下の評価指標及び数値目標を設定します。

表 ＜基本方針Ⅱ＞に対応する評価指標ならびに数値目標

評価指標	現状 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	考え方
市内の地域公共交通を支える 運行事業者数	6 社	6 社	地域公共交通サービスやネットワークの基盤となる事業者数や系統数を維持することを前提とする。
	鉄道 (2) ・ バス (1) ・ タクシー (3)		
市内で運行される 路線バスの系統数	11 系統	11 系統	

＜基本方針Ⅲ＞によって達成する目標

＜基本方針Ⅲ＞で定めた「地域や民間活力を生かしつつ、行政が補完する階層的な公共交通サービスの整備」によって達成する目標として、以下の評価指標及び数値目標を設定します。

表 ＜基本方針Ⅲ＞に対応する評価指標ならびに数値目標

評価指標	現状 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	考え方
交通空白地のエリア数	3 地区	0 地区	既存の地域公共交通の維持を前提としつつ、行政が補完する階層的な公共交通サービスとともに、交通空白地とされるエリアがない移動環境を達成する。
	(東部) 平成 20 年 2 月～元氣平和号・元氣治道号、令和 7 年 10 月～(北西部) A 地区デマンドタクシー及び(南部) B 地区デマンドタクシー ※デマンドタクシーは実証運行		
地域公共交通への 公的資金投入額	約 4,250 万円 ※コミュニティバス (3 路線)	約 6,850 万円/年 ※コミュニティバス (3 路線) 及びデマンドタクシー 2 地区	移動手段の確保に対する行政の役割の高まりも踏まえつつ、効果的なサービスへの見直し、改善を前提に、運行に係る公的資金投入額については、コミュニティバス及びデマンドタクシーの維持を基本とする。 ただし、利用者数及び乗合率向上のための予約・AI 配車システムの導入については、別途検討とし、また、運行に関する経費の上昇等により、負担の増加がやむを得ない場合は、社会情勢を見極めつつ、適切に対応するものとする。

<基本方針Ⅳ>によって達成する目標

<基本方針Ⅳ>で定めた「地域と取り組む次世代の地域公共交通ネットワークづくりの推進」によって達成する目標として、以下の評価指標及び数値目標を設定します。

表 <基本方針Ⅳ>に対応する評価指標ならびに数値目標

評価指標	現状 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	考え方
市が運行する 地域公共交通の収支率	5.3% ※コミュニティバス（3路線）	10% ※コミュニティバス（3路線） 及びデマンドタクシー2地区	運行に関する経費の上昇など も見込まれる中、利用促進、 適正な料金施策等により、持 続可能なサービスの達成を目 指し、収支率は現状以上とす ることを目標とする。

【参考】コミュニティバスの運賃改定について（令和 8 年（2026 年）4 月に実施）

（現行）

一人 1 乗車につき 100 円

小学生 50 円

身体障害者手帳所持者、第 1 種障害者及び精神障害 1 級の介助者（1 名まで） 無料

未就学児 無料

（令和 8 年（2026 年）4 月から運賃改定概要）

一人 1 乗車につき 200 円

小学生 100 円

身体障害者手帳所持者、第 1 種障害者及び精神障害 1 級の介助者（1 名まで） 100 円

未就学児 無料

表 7 カ年のコミュニティバス 3 路線の収支率

（単位：円）

年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
運行経費 ①=②+③	39,768,140	42,235,954	42,966,320	42,741,000	42,368,480	42,121,720	43,132,800
運行収入 ②	2,855,500	2,622,520	2,155,850	2,086,200	2,116,366	2,205,040	2,268,060
委託額 ③	36,912,640	39,613,434	40,810,470	40,654,800	40,252,114	39,916,680	40,864,740
収支率 ④=②/①	7.2%	6.2%	5.0%	4.9%	5.0%	5.2%	5.3%

※運行収入は運賃のみで、国及び県からの補助金の受給は無し

(名称) 大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

大和郡山市（以下「本市」という。）では、平成27年度（2015年度）に第4次総合計画が策定されたのち、平成29年度（2017年度）に立地適正化計画の策定、さらに令和2年度（2020年度）に都市計画マスタープランの改定が行われ、これらの計画に基づくまちづくりを進めています。

また、まちづくりの根幹として非常に重要な役割を担う交通については、効率的・効果的な都市交通施策を体系的・具体的に取りまとめた大和郡山市総合交通戦略が令和元年度（2019年度）に策定され、本市が抱える交通課題の解決に努めているところです。

そのような中、近年では少子高齢化の進展や、国内で初めてコロナ感染が確認された令和2年（2020年）1月15日以降の新型コロナウイルスの感染拡大を契機としたライフスタイルの変化等、地域公共交通を取り巻く環境が大きく変化しました。この結果、全国各地で交通事業者の撤退、運行路線の廃止や縮小が進んでおり、地域公共交通サービスの持続が危ぶまれるようになってきました。しかしながら、移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光振興、健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらすものです。

そのため、地域公共交通に関わる様々な主体がそれぞれの役割分担のもと、継続的かつ主体的に相互協力し、持続的な地域公共交通ネットワークのあり方を改めて検討していくことが必要となっています。そこで、本市の地域の実情や、地域公共交通における現状を踏まえ、将来にわたって持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築・再整理することを目的として、「大和郡山市地域公共交通計画」を新たに策定しました。

現在、市内の公共交通は南北の鉄道軸を中心に、主に市西部を民間路線バス、東部をコミュニティバスでカバーするほか、タクシー事業者も3社が営業所等を置いているものの、西部や中南部においてバス路線から離れた住宅地が存在し、タクシーについてはその運賃面から日常の交通手段として扱いがたい実情を踏まえ、新たな交通手段による交通空白の解消が必要となっています。この度実施する「きんぎょタクシー（会員制の予約型乗合交通）」は通院、買い物等の日常移動とともに、既存の幹線交通への接続を確保するために必要な地域内フィーダー路線の確保・維持に資するものです。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

本市の地域公共交通計画では、人口減少が見込まれる中で、現状の地域公共交通網の維持のため各機関における利用者数について現状維持を目標としている。

本事業については新規事業であり前年実績がない中、市（交通協議会を含む）が主体となる公共交通については営利事業ではないものの、税負担の公平性、持続可能性などの観点から収支率 10%を目標とし、1 日 1 地区当りの利用者数 10 人を目標とする※。

【系統毎の目標値】

系統	目標値(令和 8 年度)	目標値(令和 9～12 年度)
きんぎょたくしーA 地区	10 人/日	10 人/日
きんぎょたくしーB 地区	10 人/日	10 人/日

【補助対象系統の収支見込み】

○支出

- ・車両運行費：10,589,600 円 ※R8 契約単価 × 稼働時間
- ・予約管理費：2,079,856 円 ※ 同上

○収入

- ・収入合計：334,500 円 ※実証運行実績 27,875 円/月・地区 × 6 カ月 × 2 地区

※本格運行移行にあたり福祉的観点から運賃の値下げを行ったことや最低賃金の上昇等により、仮に目標人数の利用があっても収支率は 10%に届かない見込み(約 7.7%)。

(2) 事業の効果

- ・市内交通空白地の解消につながる。
- ・利用内容を民間交通と区別することで共存を図りつつ、福祉的な低運賃で運行することにより高齢者や交通弱者の外出機会の創出につながる。
- ・広域移動の軸である鉄道駅、幹線路線バス等に接続する、交通ネットワークの構築につながる

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・民間交通事業者や住民代表が参画する大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会として「きんぎょたくしー」の持続的な運行を行う。
- ・利用促進のため、運行事業者や市内福祉関係課などの協力のもと、会員登録者への無料券（2 回分）の配布のほか、各支所や商業施設内の市出張所へのパンフレットの配架、広報紙への掲載やパンフレットの折込みによる配布、主な利用対象者の参加が予想される集会での広報などを行う。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

※地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

○費用総額（委託費ほか関連費用含む）

約 13,507 千円（大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会 令和 8 年度予算から算出）

○費用の負担者

市予算から協議会に支出する負担金から、毎月各地区の運行事業者へ支払う。

この際、毎月の運賃収入は差し引いた額で支払う。

その他関連費用については随時協議会より支払う。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・ 毎月の利用実績による運行実態の把握 ・ 各交通事業者への影響等のヒアリング調査
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
※地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
開催日：令和8年1月23日 地域公共交通計画(素案)について承認を得る。 開催日：令和8年3月27日 上記素案にパブリックコメントによる修正を加えた完成版を報告。 開催日：令和8年6月26日 地域公共交通計画別紙について承認を得る。
19. 利用者等の意見の反映状況
協議会において、参画する住民代表、各交通事業者などから随時意見を聴取。 R7.10～R8.3の実証運行中に、①会員登録者へのアンケート、②交通事業者へのヒアリング、 ③市ホームページでの広範な意見募集を実施。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 大和郡山市北郡山町 248-4
(所 属) 大和郡山市総務部交通防犯対策課
(氏 名) 源田 和弘
(電 話) 0743-53-2383
(e-mail) anzen@city.yamatokoriyama.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

都道府県名			市区町村名		協議会名		年度	
奈良県			大和郡山市		大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会		令和 8 年度	

R9年度～計画期間最終年度については、R8年度事業から運行内容に変更がないため省略

申請番号	市区町村名	運送予定者名	主たる業態	(申請番号) 運行系統名等	運行系統			往	復	計画運行 日数	計画運行 回数	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表 7・別表 9・別表 10）				
					起点	経由地	終点							運行態様の別	補助開始年度	基準八で該当する要件（別表 7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準十で該当する要件（別表 7のみ）
1	大和郡山市	有限会社小泉交通	市町村（タクシー事業者）に運行委託「乗合タクシーなど」	(1) きんぎょたくしー(A地区)		大和郡山市全域				122.0日	366.0回			区域型	令和 8 年度	① 幹線接続	近鉄郡山駅で補助対象地域間幹線系統「郡山若草台線」、「奈良法隆寺線」と接続	① 新たに運行開始
2	大和郡山市	奈良近鉄タクシー株式会社	市町村（タクシー事業者）に運行委託「乗合タクシーなど」	(2) きんぎょたくしー(B地区)		大和郡山市全域				122.0日	366.0回			区域型	令和 8 年度	① 幹線接続	近鉄岡井駅で補助対象地域間幹線系統「王寺シャープ線」と接続	① 新たに運行開始
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		

表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
奈良県	大和郡山市	大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会	令和 8 年度

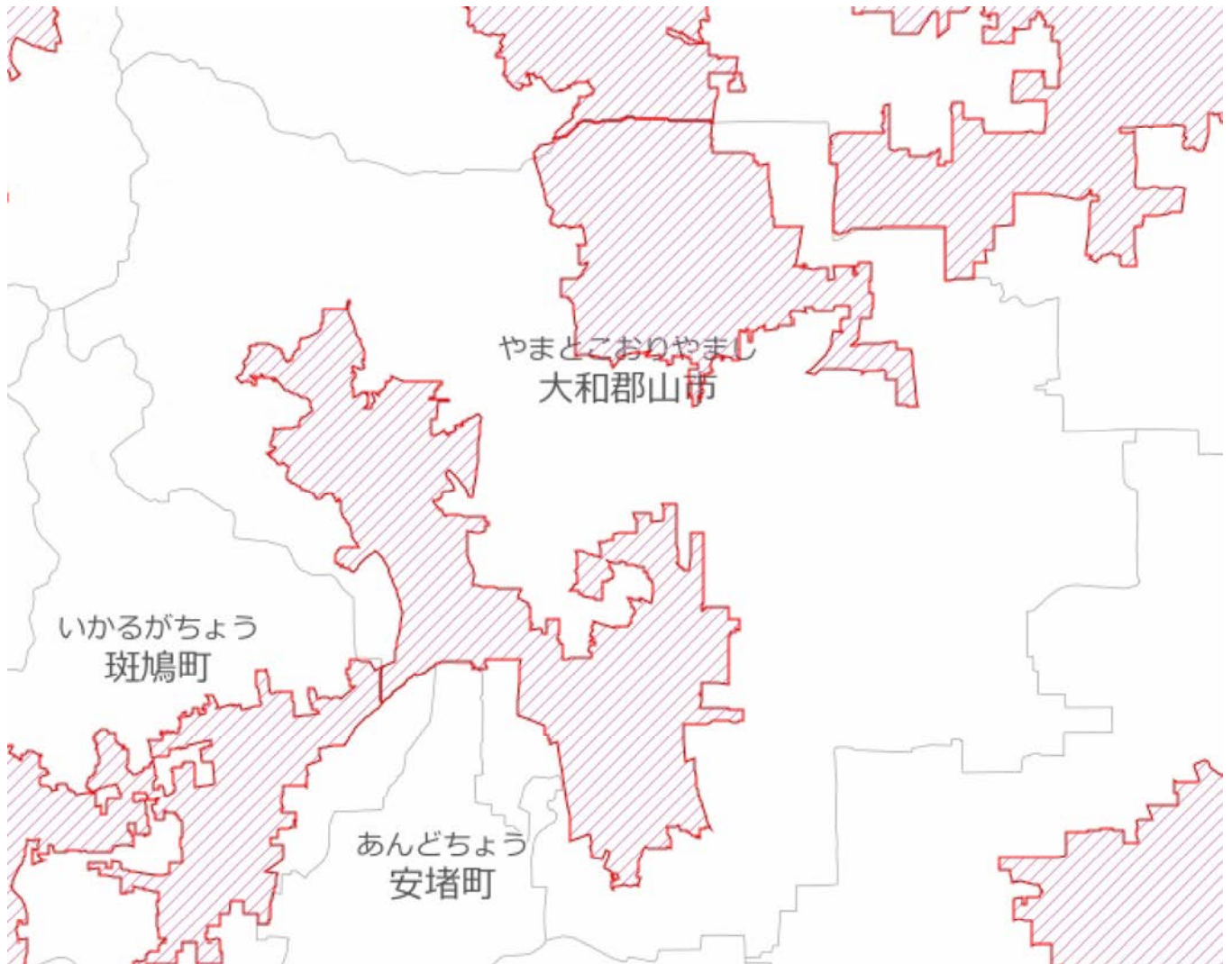
	人 口
人口集中地区以外（人）	19,526 人
交通不便地域等（人）	人

交通不便地域等の内訳

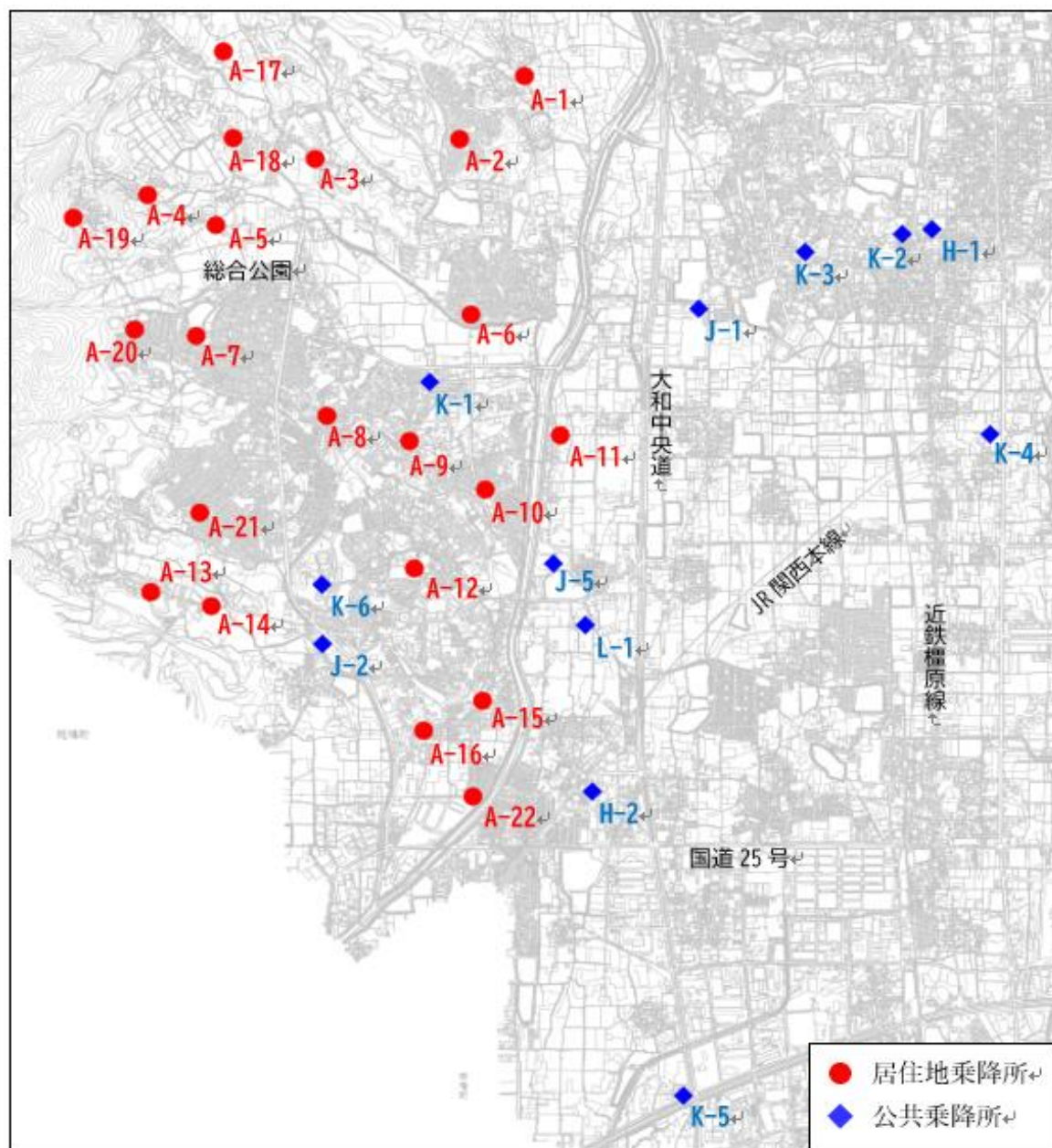
人口（人）	対象地区	根拠法

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

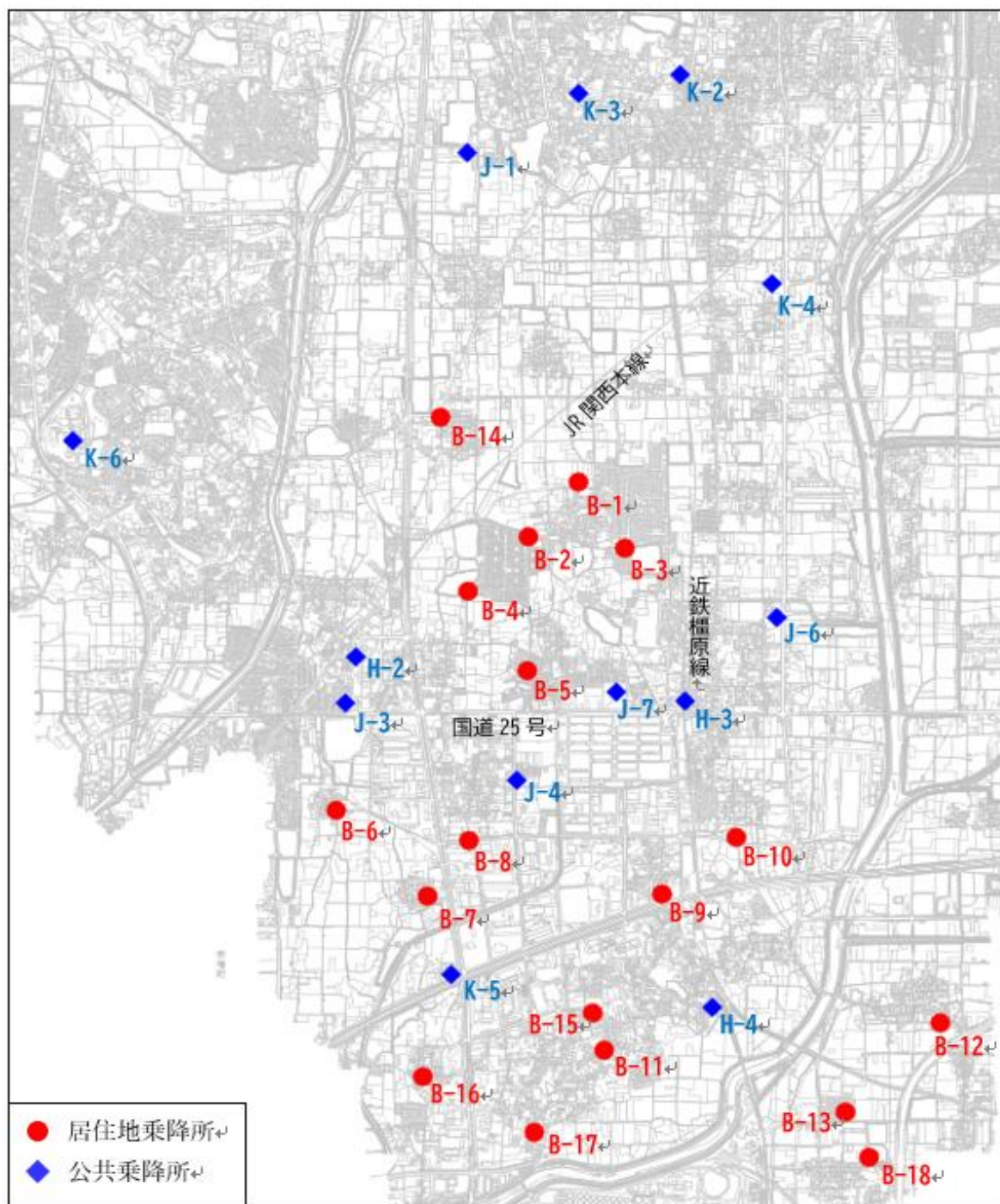
計画名	策定年月日	特例適用開始年度



運行区域図 (A地区)



運行区域図（B地区）



奈良交通(株) 西大和営業所
0745-73-1123



運行・ご利用の案内

利用対象者	【会 員】 市内に住所があり、次の①～④のいずれかに該当し、お1人又は同乗者の介助により乗降可能な方で会員登録をされた方 ① 65歳以上の方 ② 障害者手帳等をお持ちの方※1※2 ③ 母子健康手帳を交付された妊産婦※3 ④ 18歳以上で普通自動車運転免許のない方(未取得のほか返納、失効等を含む。) 【同乗者】 会員の利用時に同乗される方で以下すべてに該当する方 (予約状況により同乗者は最大3名まで 会員/非会員、市内在住/市外在住を問いません。) ・会員と同乗者の利用区間が同一である。 ・会員の予約時に同乗者の人数を伝えている。 ※1 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかをお持ちの方 ※2 小学生以下の方が利用する際は、大人(中学生以上)1名以上の同乗が必要 ※3 妊娠中または出産後1年内の方
運行日・運行時間	月曜日～金曜日(土日祝祭日および12/29～1/3を除く。) 午前9時～午後5時(9時から乗車でき、最終降車は5時まで) ※正午～午後1時の間は運行しません。
運賃・支払方法	【会員お1人で利用する場合】(未就学児の方のみと同乗する場合を含む。) 一般(会員①③④) 400円 障害者手帳等をお持ちの方(会員②) 200円 【会員と同乗者(小学生以上)を併せて2人以上で利用する場合】 会員、同乗者ともお1人につき 200円 ※運賃は1人片道1乗車の料金 上記いずれの場合も未就学児は無料です。 乗車の際、会員証を提示のうえ、現金にてお支払いください。(運賃先払い) 領収書の発行はありません。
会員登録	会員登録申込書を記入してご提出ください。(登録無料) 後日、会員証をご自宅へ郵送します。
予約受付	予約受付時間：利用日の2週間前～当日(土日祝祭日および12/29～1/3を除く。) 午前8時～午後4時(利用当日の予約は乗車の1時間前まで) 予約の際は、デマンドタクシーの利用であること、会員番号、氏名、乗車日、利用区間、出発希望時間、同乗者を含めた利用人数をお伝えください。※ なお、運行地区により予約先が異なりますのでご注意ください。 A地区 … 0743-84-5533 B地区 … 0743-84-4155 お1人につき各地区最大6件までご予約しておくことが可能です。 キャンセルの際はお早めにご連絡ください。 ※電話での予約が難しい場合は、FAX又はメールで、協議会事務局にご希望内容をお知らせください。 市から運行事業者へ希望内容に基づき予約を行いますので、お早めのご連絡をお願いします。
手荷物	車両に積載できるものを除き、車いす、手押し車、バギーその他の巨大な荷物は積むことができません。なお、積み下ろしについては原則ご利用者様にてお願いいたします。
その他	・他の方のご予約状況により、希望通りにご予約できない場合があります。 ・予約時刻に乗降所におられない場合、キャンセルとみなして車両は発車しますので、余裕をもってお越しください。 ・道路事情や乗り合わせにより、到着時間は前後しますので予めご了承ください。 ・無断キャンセルやその他迷惑行為について悪質と判断した場合は、乗車拒否のほか、利用予約の取消し、会員資格の停止・抹消を行う場合があります。

詳しくは
コチラ！



きんぎょたくしーで お出かけしませんか?!

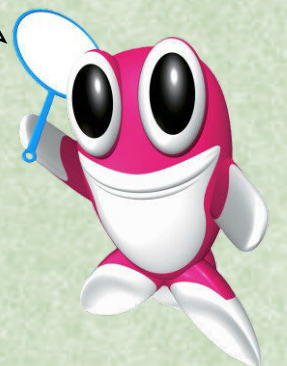
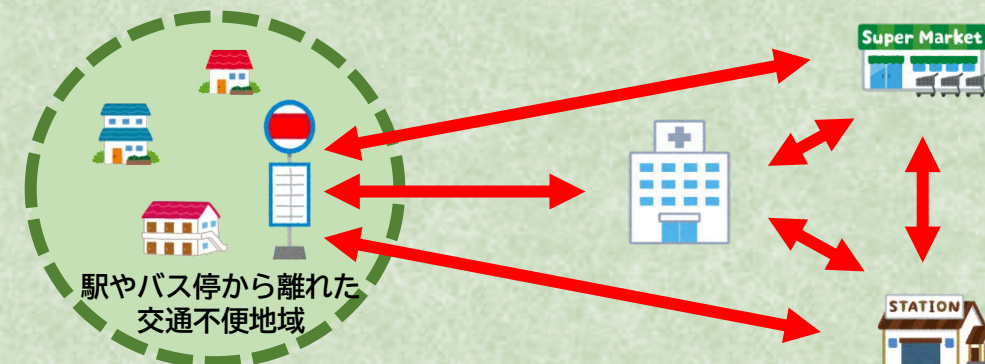
予約制乗合タクシー運行事業

令和8年4月1日
本格運行開始!



きんぎょたくしーってなに?

きんぎょたくしーは、駅やバス停から離れた交通不便地域内に設ける乗降所と、鉄道駅や病院、買物先などの生活利便施設とを結ぶ予約制の乗合タクシーです。
決まった時刻表や路線をもたず、みなさんの予約に基づいて、必要なときに必要な区間だけを走行します。



65歳以上の方や障害者、妊産婦、18歳以上で自動車運転免許のない方がご利用いただけます。利用するにはまず会員登録を!



★ご利用までの流れ

- ① 中面の会員登録申込書を提出 ※申込書は下記提出先にも設置しています。
【提出先】交通防犯対策課(市役所4階2番窓口)または各支所、南部公民館、西田中町・新町の各ふれあいセンター、元気城下町プラザ、元気城下町ぷらっと
- ② 会員証がご自宅に届きます。利用する際は乗務員へご提示ください。
- ③ 利用したい日時の2週間前～当日1時間前までに電話で利用予約
A地区：0743-84-5533 B地区：0743-84-4155
- ④ 予約した時間に余裕をもって乗降所へ!

このデマンドタクシーは、あらかじめ決まった乗降所間のみを運行する乗合交通です。一般のタクシーと異なり、乗降所以外での乗り降りはできません。また他の利用者が乗り合わせるため、目的地まで通常より時間を要する場合があります。

会員登録申込書《記入例》 ※申込書はココの裏面です。

利用 者①	ふりがな 氏名	こおりやま たろう 郡山 太郎	生 年 月 日	大平 30年 1月 1日	備 考	杖を使っています
	携帯電話	090 - XXXX - XXXX			該 当	☒ 障害者 ☐ 妊産婦 ☐ 免許保有なし
利用 者②	ふりがな 氏名	こおりやま はなこ 郡山 花子	生 年 月 日	大昭 5年 5月 3日	備 考	
	携帯電話	090 - XXXX - XXXX			該 当	☐ 障害者 ☐ 妊産婦 ☒ 免許保有なし
住 所	〒639-XXXX 大和郡山市〇〇町XX番地XX △△ハイツXX号室	最寄りの 乗降所				A-1
固定電話	0743 - XX - XXXX	受付[] 入力[]				会員番号[]

【提出先】交通防犯対策課(市役所4階2番窓口)または各支所、南部公民館、西田中町・新町の各ふれあいセンター、元気城下町プラザ、元気城下町ぷらっとへ持参郵送の場合は 〒639-1198 大和郡山市北郡山町248-4 交通防犯対策課 デマンド担当 まで

事前に伝えておきたいことを記入してください。

いずれかに該当する方は必ずチェックしてください。

障害者の方は障害者手帳等の写しを、妊産婦の方は母子健康手帳の写しを添付(ホチキス留等)してください。

中面の乗降所一覧から最寄りの乗降所の記号を記入してください。

この欄は記入しないでください。

大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会
(事務局：大和郡山市総務部交通防犯対策課)

TEL 0743-53-2383 FAX 0743-53-1049
Mail anzen@city.yamatokoriyama.lg.jp

乗降所の案内

居住地乗降所	
A-1	西城町公民館東(掲示板前)
A-2	城ヶ丘第2号児童公園北口
A-3	横山コミュニティセンター前
A-4	矢田寺前バス停
A-5	矢田バス停
A-6	千日町第1号児童公園南口
A-7	矢田サロン会館駐車場
A-8	新町温泉
A-9	寿温泉跡地
A-10	善光苑自治会館前
A-11	満願寺町公民館
A-12	県営住宅小泉団地駐車場北口
A-13	山田町杵築神社正門
A-14	矢田南小学校西
A-15	小泉西方スポーツ会館駐車場
A-16	小泉神社表門(掲示板前)
A-17	北矢田スポーツ会館
A-18	光蓮寺前(矢田町)
A-19	矢田寺南方駐車場
A-20	矢田山東和苑西児童公園
A-21	泉原第4号児童公園南口
A-22	小泉河原第1号児童公園

公共乗降所	
H-1	近鉄郡山駅前バスロータリー
H-2	輝りの公園南(JR大和小泉駅東口)
J-1	アピタ大和郡山(バスのりば)
J-2	産直市場よってって・ウェルシア薬局
J-5	プライスカット大和小泉店
K-1	片桐民主診療所
K-2	大和郡山病院(南口タクシーのりば)
K-3	田北病院
K-4	郡山青藍病院
K-5	奈良厚生会病院
K-6	やまと精神医療センター
L-1	片桐支所



各乗降所付近には左図の案内板を設置しています。
居住地乗降所はオレンジ色、公共乗降所は青色です。
乗降所名の横には地区記号(A・B)が付いています。
ご利用時は案内板付近の安全な場所でお待ちください。

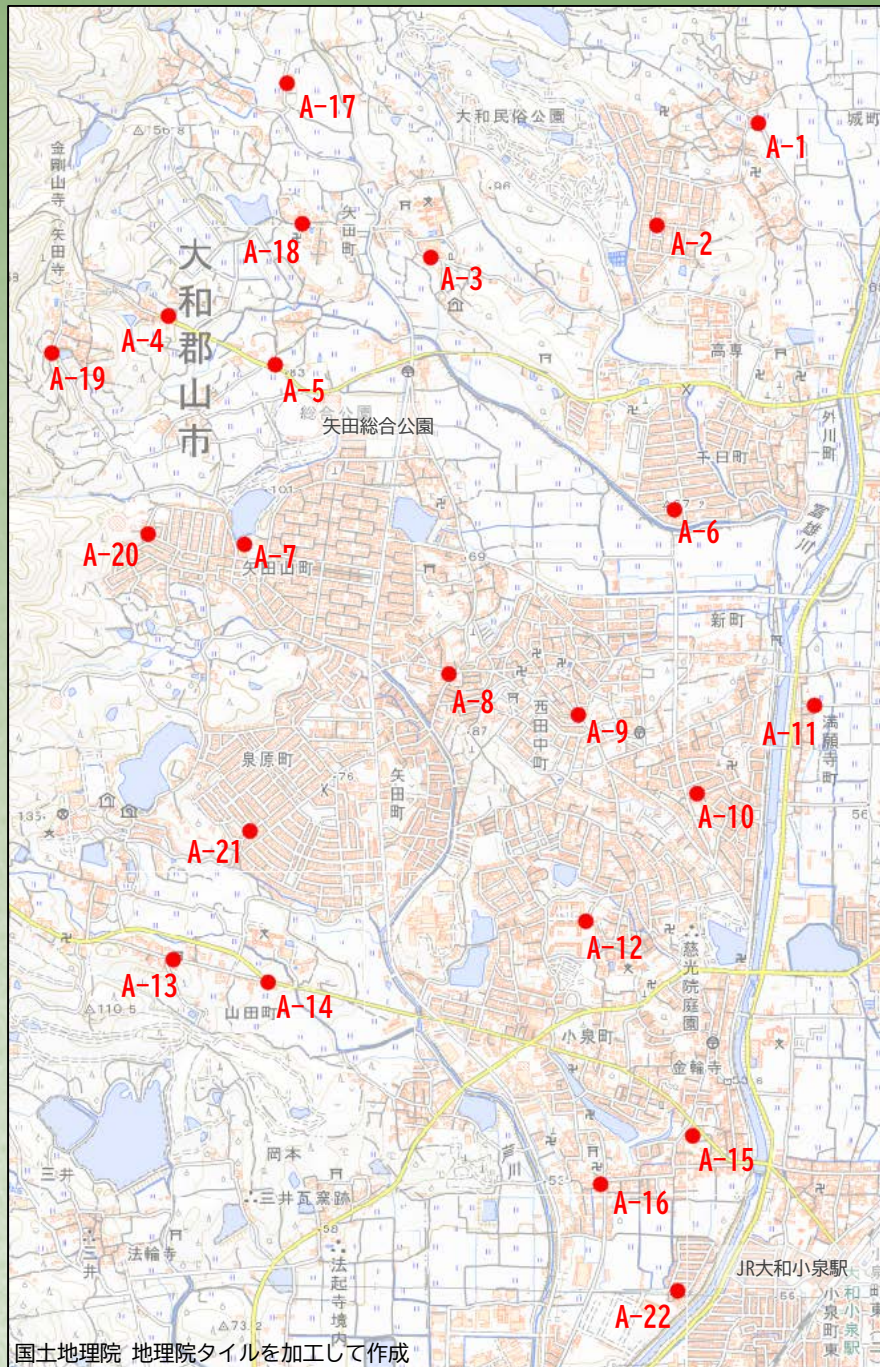
各地区内の、居住地乗降所⇄公共乗降所 又は 公共乗降所⇄公共乗降所の区間でご乗車できます。
乗降所でない場所での乗降や、居住地乗降所⇄居住地乗降所の区間、地区を跨ぐ乗降所の区間などのご利用はできません。

A・B両地区とも、**居住地乗降所**⇄**公共乗降所**または**公共乗降所**⇄**公共乗降所**の区間にご利用いただけます。

A地区

A地区の利用予約はコチラ
0743-84-5533
(有限会社小泉交通)

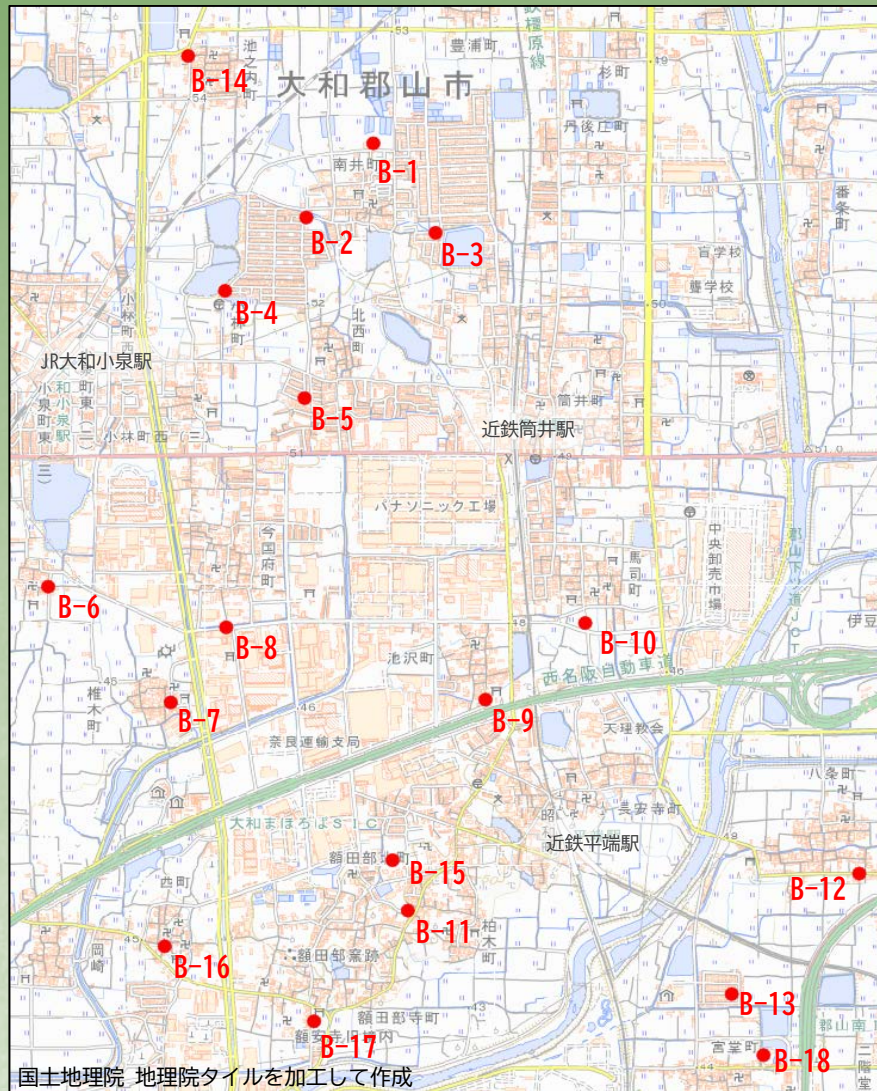
居住地乗降所MAP ※公共乗降所を含む地図は下部QRからご確認ください。



B地区

B地区の利用予約はコチラ
0743-84-4155
(奈良近鉄タクシー株式会社)

居住地乗降所MAP ※公共乗降所を含む地図は下部QRからご確認ください。



※ J-3「エディオン・トライアル(屋上入口)」は午前10時以降のみ利用可能

居住地乗降所	
B-1	南井町児童館駐車場
B-2	小林住宅東公園横駐車場北
B-3	筒井青葉台児童公園南
B-4	小林町簡易郵便局北
B-5	末広自治会集会所
B-6	西椎木町公民館
B-7	東椎木町公民館
B-8	消防分団今国府分団庫
B-9	池沢町公民館
B-10	馬司町南(地藏尊南側)
B-11	額田部北町自治会館前
B-12	八条町集荷場
B-13	宮堂町平端児童公園北口
B-14	池之内町自治会館
B-15	額田部運動公園施設
B-16	光専寺南自治会掲示板前(西町)
B-17	推古神社
B-18	宮堂町スポーツ会館

公共乗降所	
H-2	輝りの公園南(JR大和小泉駅東口)
H-3	近鉄筒井駅前
H-4	近鉄平端駅前
J-1	アピタ大和郡山(バスのりば)
J-3	エディオン・トライアル(屋上入口)※
J-4	コープいまご(駐車場入口)
J-6	オークワ大和郡山筒井北店
J-7	コーナン大和郡山筒井店(立駐3階店舗入口)
K-2	大和郡山病院(南口タクシーのりば)
K-3	田北病院
K-4	郡山青藍病院
K-5	奈良厚生会病院
K-6	やまと精神医療センター

利用 者①	ふりがな	生 年 月 日	大 昭 平 令	年 月 日	備 考 該 当	☐ 障害者 ☐ 妊産婦 ☐ 免許保有なし	
	氏 名	携 帯 電 話	-	-			
利用 者②	ふりがな	生 年 月 日	大 昭 平 令	年 月 日	備 考 該 当	☐ 障害者 ☐ 妊産婦 ☐ 免許保有なし	
	氏 名	携 帯 電 話	-	-			
住 所	〒 大和郡山市					最寄りの 乗降所	※上記の記号で記入してください。
固定電話	- -		受付[	]	入力[	]	会員番号[

※記入いただいた内容は運行事業者へ提供し、当事業の実施および効果検証のために使用しますのであらかじめご了承ください。

★点線で切り取ってご提出ください。
★提出先や記入例、注意事項は裏面にありますのでご確認ください。

会員登録申込書

R7年10月							R7年11月							10月	日	.回
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
		1	2	3	4	5						1	2			
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9			
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16			
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23	11月	日	.回
27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30			
R7年12月							R8年1月							12月	日	.回
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	1月	日	.回
1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4			
8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11			
15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18			
22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25			
29	30	31					26	27	28	29	30	31				
R8年2月							R8年3月							2月	日	.回
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	3月	日	.回
						1							1			
2	3	4	5	6	7	8	2	3	4	5	6	7	8			
9	10	11	12	13	14	15	9	10	11	12	13	14	15			
16	17	18	19	20	21	22	16	17	18	19	20	21	22			
23	24	25	26	27	28		23	24	25	26	27	28	29			
							30	31								
R8年4月							R8年5月							4月	21日	63.回
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	5月	18日	54.回
		1 ₃	2 ₃	3 ₃	4	5					1 ₃	2	3			
6 ₃	7 ₃	8 ₃	9 ₃	10 ₃	11	12	4	5	6	7 ₃	8 ₃	9	10			
13 ₃	14 ₃	15 ₃	16 ₃	17 ₃	18	19	11	12	13	14 ₃	15 ₃	16	17			
20 ₃	21 ₃	22 ₃	23 ₃	24 ₃	25	26	18 ₃	19 ₃	20 ₃	21 ₃	22 ₃	23	24			
27 ₃	28 ₃	29	30 ₃				25 ₃	26 ₃	27 ₃	28 ₃	29 ₃	30	31			
R8年6月							R8年7月							6月	22日	66.回
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	7月	22日	66.回
1 ₃	2 ₃	3 ₃	4 ₃	5 ₃	6	7			1 ₃	2 ₃	3 ₃	4	5			
8 ₃	9 ₃	10 ₃	11 ₃	12 ₃	13	14	6 ₃	7 ₃	8 ₃	9 ₃	10 ₃	11	12			
15 ₃	16 ₃	17 ₃	18 ₃	19 ₃	20	21	13 ₃	14 ₃	15 ₃	16 ₃	17 ₃	18	19			
22 ₃	23 ₃	24 ₃	25 ₃	26 ₃	27	28	20 ₃	21 ₃	22 ₃	23 ₃	24 ₃	25	26			
29 ₃	30 ₃						27 ₃	28 ₃	29 ₃	30 ₃	31 ₃					
R8年8月							R8年9月							8月	20日	60.回
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	9月	19日	57.回
					1	2		1 ₃	2 ₃	3 ₃	4 ₃	5	6			
3 ₃	4 ₃	5 ₃	6 ₃	7 ₃	8	9	7 ₃	8 ₃	9 ₃	10 ₃	11 ₃	12	13			
10 ₃	11	12 ₃	13 ₃	14 ₃	15	16	14 ₃	15 ₃	16 ₃	17 ₃	18 ₃	19	20			
17 ₃	18 ₃	19 ₃	20 ₃	21 ₃	22	23	21 ₃	22 ₃	23 ₃	24 ₃	25 ₃	26	27			
24 ₃	25 ₃	26 ₃	27 ₃	28 ₃	29	30	28 ₃	29 ₃	30 ₃							
31 ₃																

R7年10月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

R7年12月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

R8年2月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

R8年4月

月	火	水	木	金	土	日
		1 ₃	2 ₃	3 ₃	4	5
6 ₃	7 ₃	8 ₃	9 ₃	10 ₃	11	12
13 ₃	14 ₃	15 ₃	16 ₃	17 ₃	18	19
20 ₃	21 ₃	22 ₃	23 ₃	24 ₃	25	26
27 ₃	28 ₃	29	30 ₃			

R8年6月

月	火	水	木	金	土	日
1 ₃	2 ₃	3 ₃	4 ₃	5 ₃	6	7
8 ₃	9 ₃	10 ₃	11 ₃	12 ₃	13	14
15 ₃	16 ₃	17 ₃	18 ₃	19 ₃	20	21
22 ₃	23 ₃	24 ₃	25 ₃	26 ₃	27	28
29 ₃	30 ₃					

R8年8月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3 ₃	4 ₃	5 ₃	6 ₃	7 ₃	8	9
10 ₃	11	12 ₃	13 ₃	14 ₃	15	16
17 ₃	18 ₃	19 ₃	20 ₃	21 ₃	22	23
24 ₃	25 ₃	26 ₃	27 ₃	28 ₃	29	30
31 ₃						

R7年11月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

R8年1月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

R8年3月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

R8年5月

月	火	水	木	金	土	日
				1 ₃	2	3
4	5	6	7 ₃	8 ₃	9	10
11 ₃	12 ₃	13 ₃	14 ₃	15 ₃	16	17
18 ₃	19 ₃	20 ₃	21 ₃	22 ₃	23	24
25 ₃	26 ₃	27 ₃	28 ₃	29 ₃	30	31

R8年7月

月	火	水	木	金	土	日
		1 ₃	2 ₃	3 ₃	4	5
6 ₃	7 ₃	8 ₃	9 ₃	10 ₃	11	12
13 ₃	14 ₃	15 ₃	16 ₃	17 ₃	18	19
20	21 ₃	22 ₃	23 ₃	24 ₃	25	26
27 ₃	28 ₃	29 ₃	30 ₃	31 ₃		

R8年9月

月	火	水	木	金	土	日
	1 ₃	2 ₃	3 ₃	4 ₃	5	6
7 ₃	8 ₃	9 ₃	10 ₃	11 ₃	12	13
14 ₃	15 ₃	16 ₃	17 ₃	18 ₃	19	20
21	22	23	24 ₃	25 ₃	26	27
28 ₃	29 ₃	30 ₃				

10月 日 .回

11月 日 .回

12月 日 .回

1月 日 .回

2月 日 .回

3月 日 .回

4月 21日 63.回

5月 18日 54.回

6月 22日 66.回

7月 22日 66.回

8月 20日 60.回

9月 19日 57.回

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会
住 所 奈良県大和郡山市北郡山町 248-4
代 表 者氏名 会長 上田 清

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

補助要綱規定事項一覧表

自治体名：大和郡山市

計画名称：大和郡山市地域公共交通計画

		地域公共交通計画での記載箇所（頁）
補助要綱第17条第1項に規定する事項	（第1号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割	P68「（2）各交通手段の役割分担」＞デマンド型交通
	（第2号関係） 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	P68「（2）各交通手段の役割分担」＞デマンド型交通、 P76「Ⅲ-2 デマンドタクシーの導入」
	（第3号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要	P76「Ⅲ-2 デマンドタクシーの導入」
	（第4号関係） 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法	・利用者の数：P89 ・収支：P91 ・公的資金投入額：P90

(2) 各交通手段の役割分担

将来ネットワークを実現する上で、各交通モードについて、下記に示す位置づけ、ならびに役割のもと、確保・維持に努めていくものとします。

表 交通手段別の役割分担

位置づけ		モード	路線等	役割	確保・維持の方針
幹線公共交通	広域幹線	鉄道	近畿日本鉄道 JR 西日本	地域公共交通ネットワークの骨格を形成し、広域的な観点から、生活、観光等の多面的な移動を支える。	鉄道駅及びその周辺の取り組みと合わせ、サービス及び需要の確保をめざす。
	地域幹線	民間路線バス	奈良交通	地域公共交通ネットワークの第2の骨格を形成するサービスであり、市民の日常的な利用、市外からの観光需要等、市内の多面的な移動を支える。	一部の路線については、 地域公共交通確保維持事業（幹線補助） を活用し、持続可能な運行をめざす。
面的交通		一般タクシー		きめ細やかな需要や、その他の手段で支えることのできない多様な移動を面的に支える。	その他の移動手段との役割分担の下、サービス及び需要の確保をめざす。
補完的な公共交通	定時定路線型サービス	大和郡山市コミュニティバス		広域幹線・地域幹線に接続する支線として、住民生活に係る移動を支える。	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助） を活用し、持続可能な運行をめざす。 [※]
	デマンド型サービス	住民参加型移動・外出支援サービス		地域の移動需要に対して、地域自らの力で支える。	大和郡山市高齢者移動支援事業の推進によって、サービスの確保・推進を目指す。
		デマンド型交通		広域幹線・地域幹線を補完するサービスとして、それらの移動手段で対応できない移動需要を支える。	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助） を活用し、持続可能な運行をめざす。 [※]

※地域公共交通利便増進実施計画を別途作成し、確保・維持を推進することを想定

-- 用語について --

○地域公共交通確保維持事業：地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するための運行経費（赤字）に対する国庫補助事業

基本方針Ⅲに対応する事業内容

Ⅲ-1 コミュニティバスの再編 ★

★リーディングプロジェクト（利便増進実施計画への位置づけ）

○ 概要

◇ 効率的かつ持続的な地域公共交通サービスとしていくため、需要や地域ニーズに照らし合わせた停留所、運行ルートや運賃の見直しを行う。また、施策の継続にあたっては、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し、持続可能な運行をめざす。

＜運行中の大和郡山市コミュニティバス車両＞



（※ 本施策メニューは「大和郡山市地域公共交通利便増進実施計画」にもその内容を定め、推進を図る）

○ 関連する計画

◇ 大和郡山市総合交通戦略

○ 実施主体

◇ 市

○ スケジュール（年度）

令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	令和 12 年	長期
運賃見直し	随時検討・実施	⇒	⇒	⇒	⇒

Ⅲ-2 デマンドタクシーの導入 ★

★リーディングプロジェクト（利便増進実施計画への位置づけ）

○ 概要

◇ 地域公共交通が利用できない交通空白地を解消するため、路線バスやコミュニティバスを補完するサービスとして、デマンドタクシーの導入を進める。なお、事業内容については令和 7 年（2025 年）10 月～令和 8 年（2026 年）3 月に実施した実証運行の結果を反映するものとする。また、施策の継続にあたっては、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し、持続可能な運行をめざす。

＜令和 7 年 10 月 実証運行出発式の様子＞



（※ 本施策メニューは「大和郡山市地域公共交通利便増進実施計画」にもその内容を定め、推進を図る）

○ 関連する計画

◇ 奈良県地域公共交通計画

○ 実施主体

◇ 市

○ スケジュール（年度）

令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	令和 12 年	長期
本格運行の開始	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

8. 達成状況の評価及び進捗管理

8.1 達成状況の評価

先に示した基本方針に基づき、本計画の目標を以下のとおり定め、達成状況の評価を行っていくものとします。

<基本方針Ⅰ>によって達成する目標

<基本方針Ⅰ>で定めた「「コンパクト・プラス・ネットワーク」による地域づくりを実現する拠点整備及びネットワーク構築の一体的な推進」によって達成する目標として、以下の評価指標及び数値目標を設定します。

表 <基本方針Ⅰ>に対応する評価指標ならびに数値目標

評価指標		現状	目標値 (令和12年度)	考え方
地域公共交通の利用者数 (人/年)	鉄道 (市内7駅)	2.9万人/日 (令和5年度実績)	2.9万人/日	人口減少が予測される中で、現在の地域公共交通網を維持するため、各公共交通の利用者数を維持する。
	【近鉄】平端駅・九条駅・筒井駅・近鉄郡山駅・ファミリー公園前駅 【JR】大和小泉駅・郡山駅			
	路線バス (市内11系統)	426万人/年 (令和5年度実績)	426万人/年	
	【11系統】イオンモール大和郡山～近鉄郡山駅			
	タクシー (生駒交通圏)	76万人/年 (令和4年度実績)	76万人/年	
	【生駒交通圏】生駒市、大和郡山市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町			
	コミュニティバス(3路線)	2.9万人/年 (令和6年度実績)	2.9万人/年	
	※下記【参考】参照			
	デマンドタクシー	—	各10人/日	
	※令和8年4月から2地区で本格運行のため、現時点では実績なし			

【参考】コミュニティバス3路線の利用実績

(単位：人)

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
利用者数	38,790	36,144	28,740	28,413	27,875	29,502	29,008
備考	※ピーク	※令和2年1月15日 国内で初めて新型コロナウイルスの感染が確認					

＜基本方針Ⅱ＞によって達成する目標

＜基本方針Ⅱ＞で定めた「既存公共交通機関の維持・強化につながるサービス体系の整備」によって達成する目標として、以下の評価指標及び数値目標を設定します。

表 ＜基本方針Ⅱ＞に対応する評価指標ならびに数値目標

評価指標	現状 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	考え方
市内の地域公共交通を支える 運行事業者数	6 社	6 社	地域公共交通サービスやネットワークの基盤となる事業者数や系統数を維持することを前提とする。
	鉄道 (2) ・ バス (1) ・ タクシー (3)		
市内で運行される 路線バスの系統数	11 系統	11 系統	

＜基本方針Ⅲ＞によって達成する目標

＜基本方針Ⅲ＞で定めた「地域や民間活力を生かしつつ、行政が補完する階層的な公共交通サービスの整備」によって達成する目標として、以下の評価指標及び数値目標を設定します。

表 ＜基本方針Ⅲ＞に対応する評価指標ならびに数値目標

評価指標	現状 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	考え方
交通空白地のエリア数	3 地区	0 地区	既存の地域公共交通の維持を前提としつつ、行政が補完する階層的な公共交通サービスとともに、交通空白地とされるエリアがない移動環境を達成する。
	(東部) 平成 20 年 2 月～元氣平和号・元氣治道号、令和 7 年 10 月～(北西部) A 地区デマンドタクシー及び(南部) B 地区デマンドタクシー ※デマンドタクシーは実証運行		
地域公共交通への 公的資金投入額	約 4,250 万円 ※コミュニティバス (3 路線)	約 6,850 万円/年 ※コミュニティバス (3 路線) 及びデマンドタクシー 2 地区	移動手段の確保に対する行政の役割の高まりも踏まえつつ、効果的なサービスへの見直し、改善を前提に、運行に係る公的資金投入額については、コミュニティバス及びデマンドタクシーの維持を基本とする。 ただし、利用者数及び乗合率向上のための予約・AI 配車システムの導入については、別途検討とし、また、運行に関する経費の上昇等により、負担の増加がやむを得ない場合は、社会情勢を見極めつつ、適切に対応するものとする。

<基本方針Ⅳ>によって達成する目標

<基本方針Ⅳ>で定めた「地域と取り組む次世代の地域公共交通ネットワークづくりの推進」によって達成する目標として、以下の評価指標及び数値目標を設定します。

表 <基本方針Ⅳ>に対応する評価指標ならびに数値目標

評価指標	現状 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	考え方
市が運行する 地域公共交通の収支率	5.3% ※コミュニティバス（3路線）	10% ※コミュニティバス（3路線） 及びデマンドタクシー2地区	運行に関する経費の上昇など も見込まれる中、利用促進、 適正な料金施策等により、持 続可能なサービスの達成を目 指し、収支率は現状以上とす ることを目標とする。

【参考】コミュニティバスの運賃改定について（令和 8 年（2026 年）4 月に実施）

（現行）

一人 1 乗車につき 100 円

小学生 50 円

身体障害者手帳所持者、第 1 種障害者及び精神障害 1 級の介助者（1 名まで） 無料

未就学児 無料

（令和 8 年（2026 年）4 月から運賃改定概要）

一人 1 乗車につき 200 円

小学生 100 円

身体障害者手帳所持者、第 1 種障害者及び精神障害 1 級の介助者（1 名まで） 100 円

未就学児 無料

表 7 カ年のコミュニティバス 3 路線の収支率

（単位：円）

年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
運行経費 ①=②+③	39,768,140	42,235,954	42,966,320	42,741,000	42,368,480	42,121,720	43,132,800
運行収入 ②	2,855,500	2,622,520	2,155,850	2,086,200	2,116,366	2,205,040	2,268,060
委託額 ③	36,912,640	39,613,434	40,810,470	40,654,800	40,252,114	39,916,680	40,864,740
収支率 ④=②/①	7.2%	6.2%	5.0%	4.9%	5.0%	5.2%	5.3%

※運行収入は運賃のみで、国及び県からの補助金の受給は無し

(名称) 大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

大和郡山市（以下「本市」という。）では、平成27年度（2015年度）に第4次総合計画が策定されたのち、平成29年度（2017年度）に立地適正化計画の策定、さらに令和2年度（2020年度）に都市計画マスタープランの改定が行われ、これらの計画に基づくまちづくりを進めています。

また、まちづくりの根幹として非常に重要な役割を担う交通については、効率的・効果的な都市交通施策を体系的・具体的に取りまとめた大和郡山市総合交通戦略が令和元年度（2019年度）に策定され、本市が抱える交通課題の解決に努めているところです。

そのような中、近年では少子高齢化の進展や、国内で初めてコロナ感染が確認された令和2年（2020年）1月15日以降の新型コロナウイルスの感染拡大を契機としたライフスタイルの変化等、地域公共交通を取り巻く環境が大きく変化しました。この結果、全国各地で交通事業者の撤退、運行路線の廃止や縮小が進んでおり、地域公共交通サービスの持続が危ぶまれるようになっていきます。しかしながら、移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光振興、健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらすものです。

そのため、地域公共交通に関わる様々な主体がそれぞれの役割分担のもと、継続的かつ主体的に相互協力し、持続的な地域公共交通ネットワークのあり方を改めて検討していくことが必要となっています。そこで、本市の地域の実情や、地域公共交通における現状を踏まえ、将来にわたって持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築・再整理することを目的として、「大和郡山市地域公共交通計画」を新たに策定しました。

現在、市内の公共交通は南北の鉄道軸を中心に、主に市西部を民間路線バス、東部をコミュニティバスでカバーするほか、タクシー事業者も3社が営業所等を置いているものの、西部や中南部においてバス路線から離れた住宅地が存在し、タクシーについてはその運賃面から日常の交通手段として扱いがたい実情を踏まえ、新たな交通手段による交通空白の解消が必要となっています。この度実施する「きんぎょタクシー（会員制の予約型乗合交通）」は通院、買い物等の日常移動とともに、既存の幹線交通への接続を確保するために必要な地域内フィーダー路線の確保・維持に資するものです。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果											
(1) 事業の目標											
本市の地域公共交通計画では、人口減少が見込まれる中で、現状の地域公共交通網の維持のため各機関における利用者数について現状維持を目標としている。 本事業については新規事業であり前年実績がない中、市（交通協議会を含む）が主体となる公共交通については営利事業ではないものの、税負担の公平性、持続可能性などの観点から収支率 10%を目標とし、1 日 1 地区当りの利用者数 10 人を目標とする※。 【系統毎の目標値】 <table border="1"> <tr> <th>系統</th><th>目標値(令和 9 年度)</th><th>目標値(令和 10～12 年度)</th></tr> <tr> <td>きんぎょたくしーA 地区</td><td>10 人/日</td><td>10 人/日</td></tr> <tr> <td>きんぎょたくしーB 地区</td><td>10 人/日</td><td>10 人/日</td></tr> </table> ※本市地交計画の計画年度は R12 まで。 【補助対象系統の収支見込み】 ○支出 ・車両運行費：21,005,600 円 ※R8 契約単価 × 稼働時間見込み ・予約管理費：4,125,616 円 ※ 同上 ○収入 ・収入合計：669,000 円 ※実証運行実績 27,875 円/月・地区 × 12 カ月 × 2 地区 ※本格運行移行にあたり福祉的観点から運賃の値下げを行ったことや最低賃金の上昇等により、仮に目標人数の利用があっても収支率は 10%に届かない見込み(約 7.7%)。			系統	目標値(令和 9 年度)	目標値(令和 10～12 年度)	きんぎょたくしーA 地区	10 人/日	10 人/日	きんぎょたくしーB 地区	10 人/日	10 人/日
系統	目標値(令和 9 年度)	目標値(令和 10～12 年度)									
きんぎょたくしーA 地区	10 人/日	10 人/日									
きんぎょたくしーB 地区	10 人/日	10 人/日									
(2) 事業の効果											
・市内交通空白地の解消につながる。 ・利用内容を民間交通と区別することで共存を図りつつ、福祉的な低運賃で運行することにより高齢者や交通弱者の外出機会の創出につながる。 ・広域移動の軸である鉄道駅、幹線路線バス等に接続する、交通ネットワークの構築につながる											
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体											
・民間交通事業者や住民代表が参画する大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会として「きんぎょたくしー」の持続的な運行を行う。 ・利用促進のため、運行事業者や市内福祉関係課などの協力のもと、会員登録者への無料券（2 回分）の配布のほか、各支所や商業施設内の市出張所へのパンフレットの配架、広報紙への掲載やパンフレットの折込みによる配布、主な利用対象者の参加が予想される集会での広報などを行う。											
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者											
※地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」添付											
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額											
○費用総額（委託費ほか関連費用含む） 約 27,015 千円（大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会 令和 8 年度予算から算出） ○費用の負担者 市予算から協議会に支出する負担金から、毎月各地区の運行事業者へ支払う。 この際、毎月の運賃収入は差し引いた額で支払う。 その他関連費用については随時協議会より支払う。											

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・ 毎月の利用実績による運行実態の把握 ・ 各交通事業者への影響等のヒアリング調査
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
※地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
開催日：令和8年1月23日 地域公共交通計画(素案)について承認を得る。 開催日：令和8年3月27日 上記素案にパブリックコメントによる修正を加えた完成版を報告。 開催日：令和8年6月26日 地域公共交通計画別紙について承認を得る。
19. 利用者等の意見の反映状況
協議会において、参画する住民代表、各交通事業者などから随時意見を聴取。 R7.10～R8.3の実証運行中に、①会員登録者へのアンケート、②交通事業者へのヒアリング、 ③市ホームページでの広範な意見募集を実施。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 大和郡山市北郡山町 248-4
(所 属) 大和郡山市総務部交通防犯対策課
(氏 名) 源田 和弘
(電 話) 0743-53-2383
(e-mail) anzen@city.yamatokoriyama.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

都道府県名			市区町村名		協議会名															年度	
奈良県			大和郡山市		大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会															令和 9 年度	

R 1 0 年度～計画期間最終年度については、R 9 年度事業から運行内容に変更がないため省略

申請番号	市区町村名	運送予定者名	主たる業態	(申請番号) 運行系統名等	運行系統			往	復	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表 7・別表 9・別表 1 0）					
					起点	経由地	終点							運行態様の別	補助開始年度	基準ハで該当する要件（別表 7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表 7のみ）	
1	大和郡山市	有限会社小泉交通	市町村（タクシー事業者）に運行委託「乗合タクシーなど」	(1) きんぎょたくしー(A地区)		大和郡山市全域			242.0日	726.0回			区域型	令和 8 年度	① 幹線接続	近鉄郡山駅で補助対象地域間幹線系統「郡山若草台線」、「奈良法隆寺線」と接続	③ 前年度から引き続き運行		
2	大和郡山市	奈良近鉄タクシー株式会社	市町村（タクシー事業者）に運行委託「乗合タクシーなど」	(2) きんぎょたくしー(B地区)		大和郡山市全域			242.0日	726.0回			区域型	令和 8 年度	① 幹線接続	近鉄筒井駅で補助対象地域間幹線系統「王寺シャープ線」と接続	③ 前年度から引き続き運行		
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			

表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
奈良県	大和郡山市	大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会	令和 9 年度

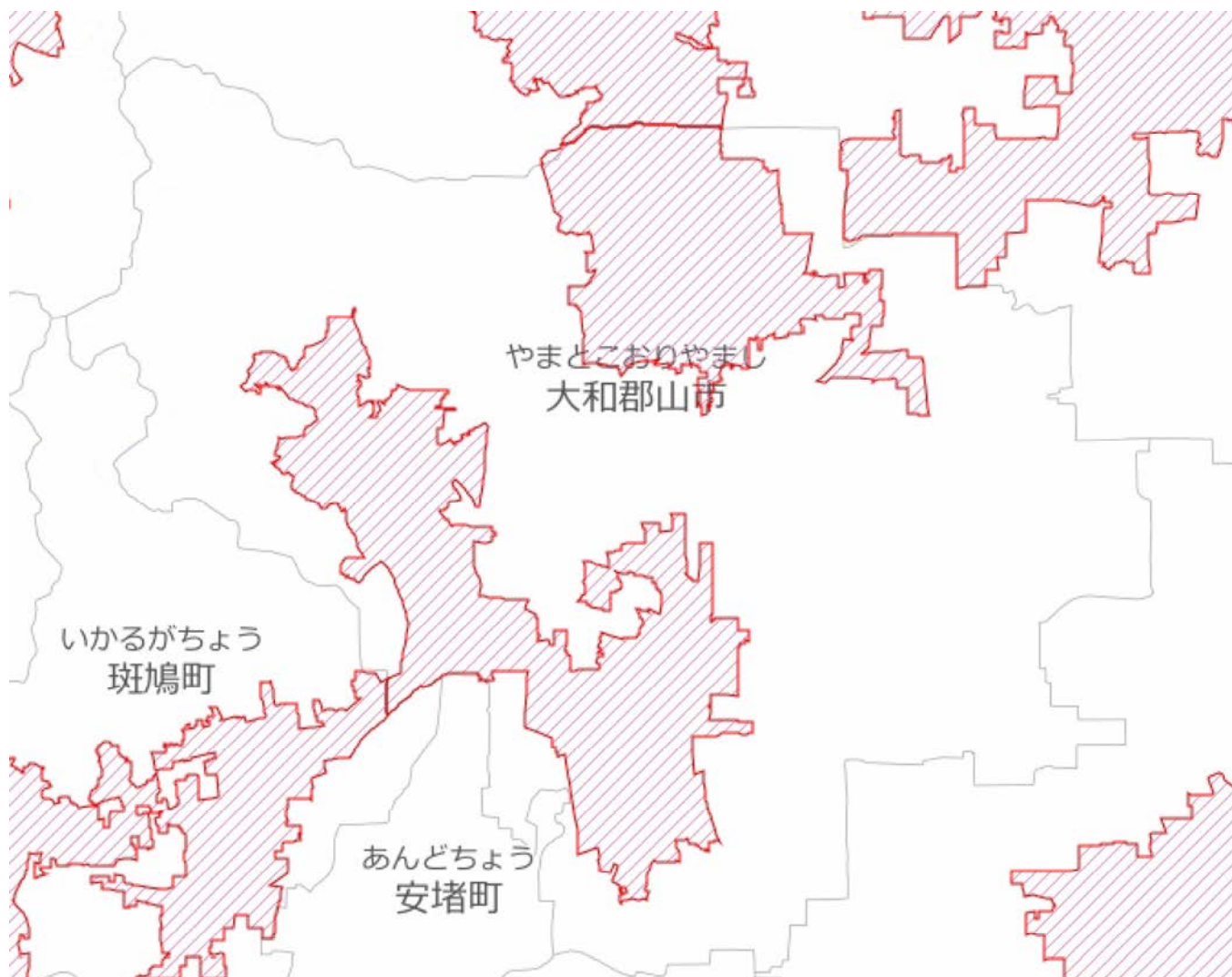
	人 口
人口集中地区以外（人）	19,526 人
交通不便地域等（人）	人

交通不便地域等の内訳

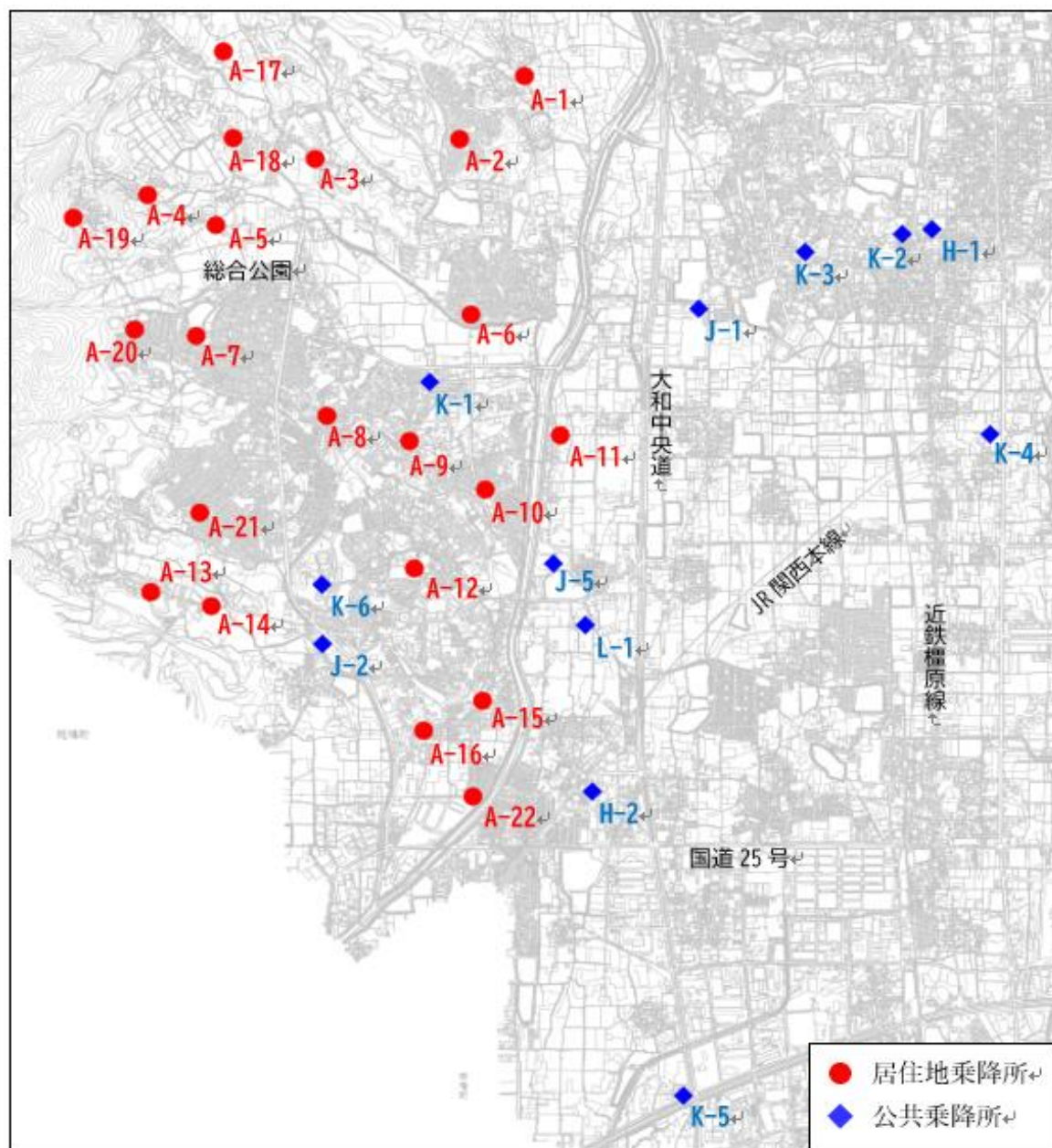
人口（人）	対象地区	根拠法

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

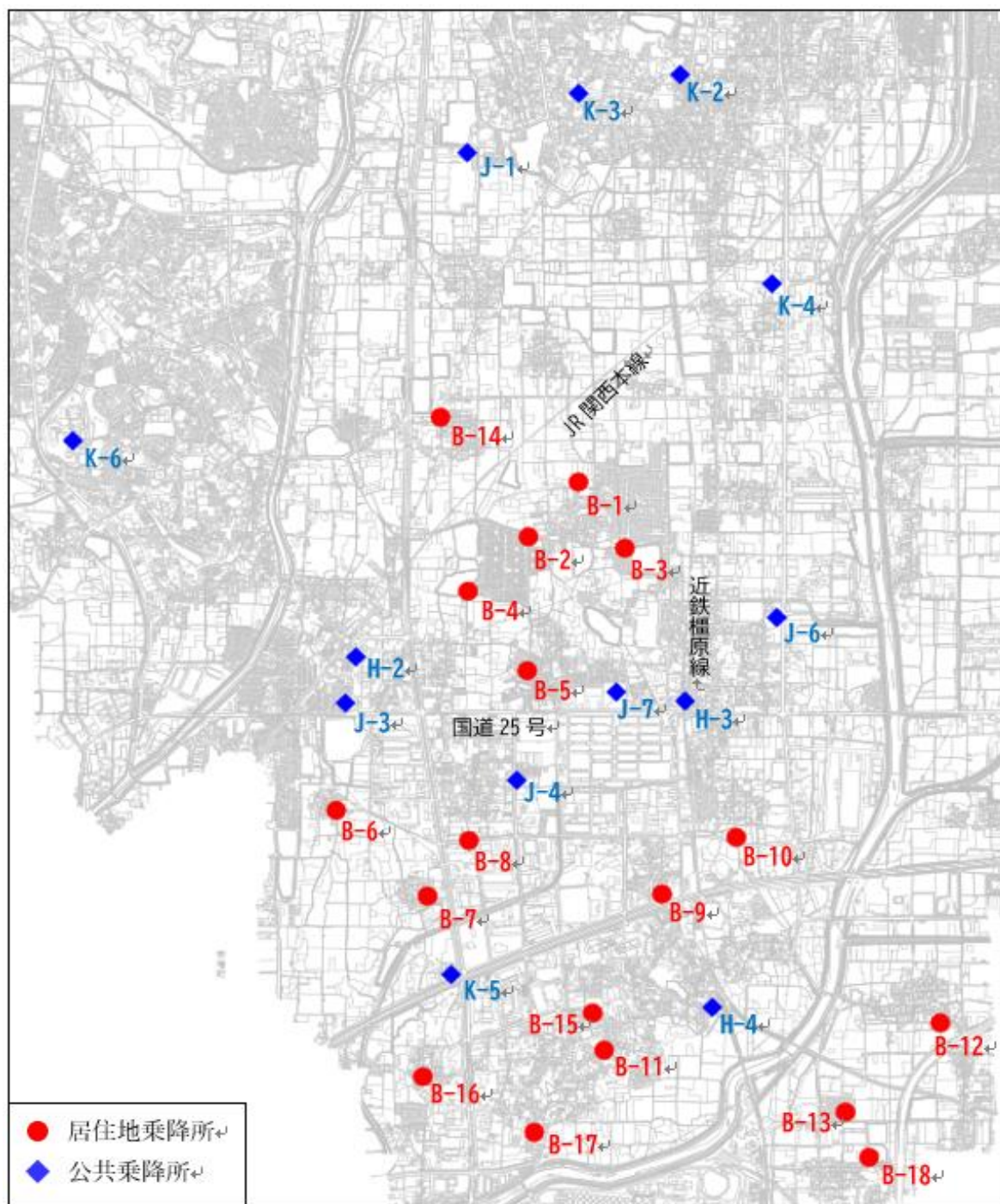
計画名	策定年月日	特例適用開始年度



運行区域図 (A地区)



運行区域図（B地区）



奈良交通(株) 西大和営業所
0745-73-1123

 の運行は
 奈良交通(株)奈良営業所
0743-58-3030

※印の停留所は、
一部経由しない便
があります。

★印の停留所は一部の便のみ経由します。

運行・ご利用の案内

利用対象者	【会 員】 市内に住所があり、次の①～④のいずれかに該当し、お1人又は同乗者の介助により乗降可能な方で会員登録をされた方 ① 65歳以上の方 ② 障害者手帳等をお持ちの方※1※2 ③ 母子健康手帳を交付された妊産婦※3 ④ 18歳以上で普通自動車運転免許のない方(未取得のほか返納、失効等を含む。) 【同乗者】 会員の利用時に同乗される方で以下すべてに該当する方 (予約状況により同乗者は最大3名まで 会員/非会員、市内在住/市外在住を問いません。) ・会員と同乗者の利用区間が同一である。 ・会員の予約時に同乗者の人数を伝えている。 ※1 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかをお持ちの方 ※2 小学生以下の方が利用する際は、大人(中学生以上)1名以上の同乗が必要 ※3 妊娠中または出産後1年内の方
運行日・運行時間	月曜日～金曜日(土日祝祭日および12/29～1/3を除く。) 午前9時～午後5時(9時から乗車でき、最終降車は5時まで) ※正午～午後1時の間は運行しません。
運賃・支払方法	【会員お1人で利用する場合】(未就学児の方のみと同乗する場合を含む。) 一般(会員①③④) 400円 障害者手帳等をお持ちの方(会員②) 200円 【会員と同乗者(小学生以上)を併せて2人以上で利用する場合】 会員、同乗者ともお1人につき 200円 ※運賃は1人片道1乗車の料金 上記いずれの場合も未就学児は無料です。 乗車の際、会員証を提示のうえ、現金にてお支払いください。(運賃先払い)領収書の発行はありません。
会員登録	会員登録申込書を記入してご提出ください。(登録無料) 後日、会員証をご自宅へ郵送します。
予約受付	予約受付時間：利用日の2週間前～当日(土日祝祭日および12/29～1/3を除く。) 午前8時～午後4時(利用当日の予約は乗車の1時間前まで) 予約の際は、デマンドタクシーの利用であること、会員番号、氏名、乗車日、利用区間、出発希望時間、同乗者を含めた利用人数をお伝えください。※ なお、運行地区により予約先が異なりますのでご注意ください。 A地区 … 0743-84-5533 B地区 … 0743-84-4155 お1人につき各地区最大6件までご予約しておくことが可能です。 キャンセルの際はお早めにご連絡ください。 ※電話での予約が難しい場合は、FAX又はメールで、協議会事務局にご希望内容をお知らせください。 市から運行事業者へ希望内容に基づき予約を行いますので、お早めのご連絡をお願いします。
手荷物	車両に積載できるものを除き、車いす、手押し車、バギーその他の巨大な荷物は積むことができません。なお、積み下ろしについては原則ご利用者様にお願いいたします。
その他	・他の方のご予約状況により、希望通りにご予約できない場合があります。 ・予約時刻に乗降所におられない場合、キャンセルとみなして車両は発車しますので、余裕をもってお越しください。 ・道路事情や乗り合わせにより、到着時間は前後しますので予めご了承ください。 ・無断キャンセルやその他迷惑行為について悪質と判断した場合は、乗車拒否のほか、利用予約の取消し、会員資格の停止・抹消を行う場合があります。

詳しくは
コチラ！



会員登録申込書《記入例》 ※申込書はココの裏面です。

利用 者①	ふりがな 氏名	こおりやま たろう 郡山 太郎	生 年 月 日	大平 30年 1月 1日	備 考	杖を使っています
	携帯電話	090 - XXXX - XXXX			該 当	☒ 障害者 ☐ 妊産婦 ☐ 免許保有なし
利用 者②	ふりがな 氏名	こおりやま はなこ 郡山 花子	生 年 月 日	大昭 5年 5月 3日	備 考	
	携帯電話	090 - XXXX - XXXX			該 当	☐ 障害者 ☐ 妊産婦 ☒ 免許保有なし
住 所	〒639-XXXX 大和郡山市〇〇町XX番地XX △△ハイツXX号室					最寄りの 乗降所
固定電話	0743 - XX - XXXX					A-1
受付[] 入力[]			会員番号[]			

【提出先】 交通防犯対策課(市役所4階2番窓口)または各支所、南部公民館、西田中町・新町の各ふれあいセンター、元気城下町プラザ、元気城下町ぱらっとへ持参郵送の場合は 〒639-1198 大和郡山市北郡山町248-4 交通防犯対策課 デマンド担当 まで

事前に伝えておきたいことを記入してください。

いずれかに該当する方は必ずチェックしてください。

障害者の方は障害者手帳等の写しを、妊産婦の方は母子健康手帳の写しを添付(ホチキス留等)してください。

中面の乗降所一覧から最寄りの乗降所の記号を記入してください。

この欄は記入しないでください。



きんぎょたくしーで お出かけしませんか?!

予約制乗合タクシー運行事業

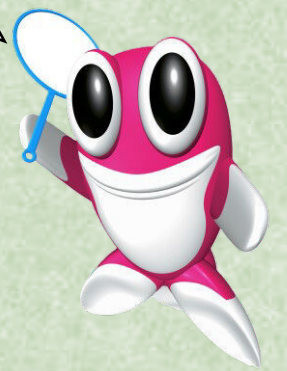
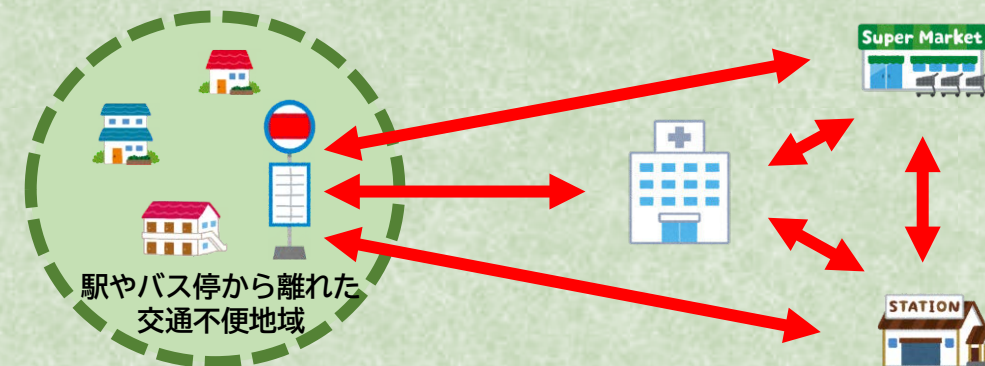
令和8年4月1日
本格運行開始!



きんぎょたくしーってなに?

きんぎょたくしーは、駅やバス停から離れた交通不便地域内に設ける乗降所と、鉄道駅や病院、買物先などの生活利便施設とを結ぶ予約制の乗合タクシーです。

決まった時刻表や路線をもたず、みなさんの予約に基づいて、必要なときに必要な区間だけを走行します。



65歳以上の方や障害者、妊産婦、18歳以上で自動車運転免許のない方がご利用いただけます。利用するにはまず会員登録を!



★ご利用までの流れ

- ① 中面の会員登録申込書を提出 ※申込書は下記提出先にも設置しています。
【提出先】 交通防犯対策課(市役所4階2番窓口)または各支所、南部公民館、西田中町・新町の各ふれあいセンター、元気城下町プラザ、元気城下町ぱらっと
- ② 会員証がご自宅に届きます。利用する際は乗務員へご提示ください。
- ③ 利用したい日時の2週間前～当日1時間前までに電話で利用予約
A地区：0743-84-5533 B地区：0743-84-4155
- ④ 予約した時間に余裕をもって乗降所へ!

このデマンドタクシーは、あらかじめ決まった乗降所間のみを運行する乗合交通です。一般のタクシーと異なり、乗降所以外での乗り降りはできません。また他の利用者が乗り合わせるため、目的地まで通常より時間を要する場合があります。

大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会
(事務局：大和郡山市総務部交通防犯対策課)

TEL 0743-53-2383 FAX 0743-53-1049
Mail anzen@city.yamatokoriyama.lg.jp

乗降所の案内

居住地乗降所	
A-1	西城町公民館東(掲示板前)
A-2	城ヶ丘第2号児童公園北口
A-3	横山コミュニティセンター前
A-4	矢田寺前バス停
A-5	矢田バス停
A-6	千日町第1号児童公園南口
A-7	矢田サロン会館駐車場
A-8	新町温泉
A-9	寿温泉跡地
A-10	善光苑自治会館前
A-11	満願寺町公民館
A-12	県営住宅小泉団地駐車場北口
A-13	山田町杵築神社正門
A-14	矢田南小学校西
A-15	小泉西方スポーツ会館駐車場
A-16	小泉神社表門(掲示板前)
A-17	北矢田スポーツ会館
A-18	光蓮寺前(矢田町)
A-19	矢田寺南方駐車場
A-20	矢田山東和苑西児童公園
A-21	泉原第4号児童公園南口
A-22	小泉河原第1号児童公園

公共乗降所	
H-1	近鉄郡山駅前バスロータリー
H-2	輝りの公園南(JR大和小泉駅東口)
J-1	アピタ大和郡山(バスのりば)
J-2	産直市場よってって・ウェルシア薬局
J-5	プライスカット大和小泉店
K-1	片桐民主診療所
K-2	大和郡山病院(南口タクシーのりば)
K-3	田北病院
K-4	郡山青藍病院
K-5	奈良厚生会病院
K-6	やまと精神医療センター
L-1	片桐支所



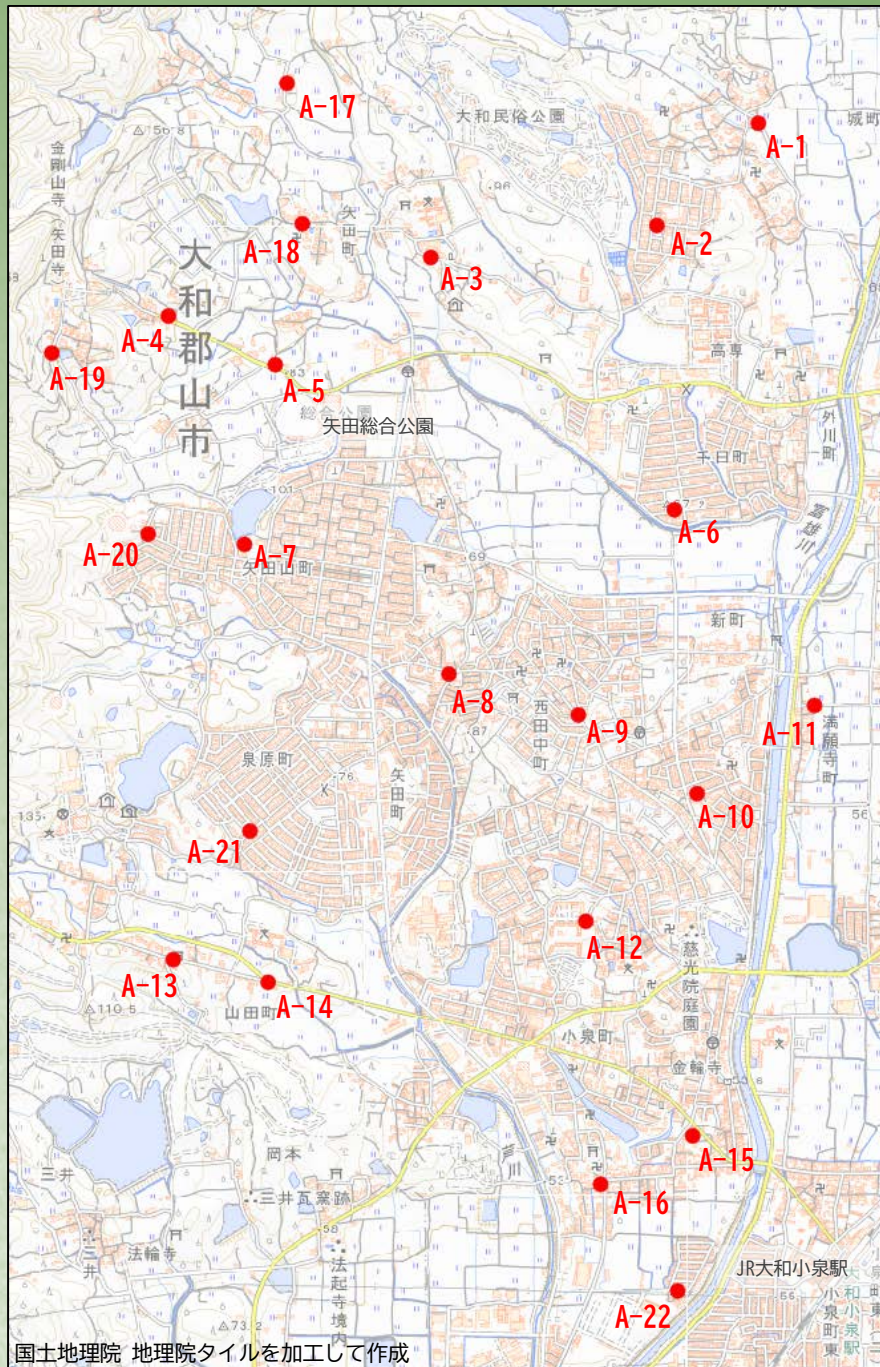
各乗降所付近には左図の案内板を設置しています。
居住地乗降所はオレンジ色、公共乗降所は青色です。
乗降所名の横には地区記号(A・B)が付いています。
ご利用時は案内板付近の安全な場所でお待ちください。

各地区内の、居住地乗降所⇄公共乗降所 又は 公共乗降所⇄公共乗降所の区間でご乗車できます。
乗降所でない場所での乗降や、居住地乗降所⇄居住地乗降所の区間、地区を跨ぐ乗降所の区間などのご利用はできません。

A・B両地区とも、**居住地乗降所**⇄**公共乗降所**または**公共乗降所**⇄**公共乗降所**の区間にご利用いただけます。

A地区の利用予約はコチラ
0743-84-5533
(有限会社小泉交通)

居住地乗降所MAP ※公共乗降所を含む地図は下部QRからご確認ください。

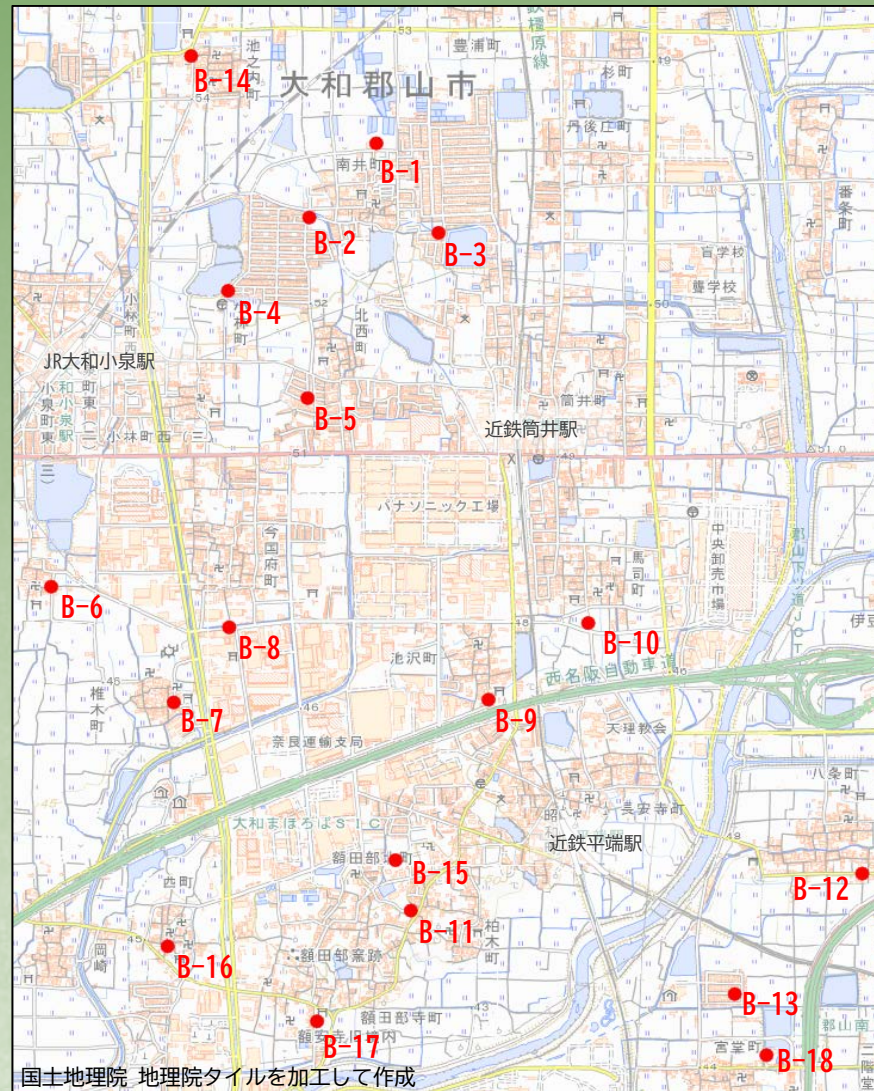


A地区

B地区

B地区の利用予約はコチラ
0743-84-4155
(奈良近鉄タクシー株式会社)

居住地乗降所MAP ※公共乗降所を含む地図は下部QRからご確認ください。



※ J-3「エディオン・トライアル(屋上入口)」は午前10時以降のみ利用可能

居住地乗降所	
B-1	南井町児童館駐車場
B-2	小林住宅東公園横駐車場北
B-3	筒井青葉台児童公園南
B-4	小林町簡易郵便局北
B-5	末広自治会集会所
B-6	西椎木町公民館
B-7	東椎木町公民館
B-8	消防分団今国府分団庫
B-9	池沢町公民館
B-10	馬司町南(地藏尊南側)
B-11	額田部北町自治会館前
B-12	八条町集荷場
B-13	宮堂町平端児童公園北口
B-14	池之内町自治会館
B-15	額田部運動公園施設
B-16	光専寺南自治会掲示板前(西町)
B-17	推古神社
B-18	宮堂町スポーツ会館

公共乗降所	
H-2	輝りの公園南(JR大和小泉駅東口)
H-3	近鉄筒井駅前
H-4	近鉄平端駅前
J-1	アピタ大和郡山(バスのりば)
J-3	エディオン・トライアル(屋上入口)※
J-4	コープいまご(駐車場入口)
J-6	オークワ大和郡山筒井北店
J-7	コーナン大和郡山筒井店(立駐3階店舗入口)
K-2	大和郡山病院(南口タクシーのりば)
K-3	田北病院
K-4	郡山青藍病院
K-5	奈良厚生会病院
K-6	やまと精神医療センター

利用者①	ふりがな		生年 月日	大昭 平令	年	月	日	備考	
	氏名		携帯電話	-	-			該当	☐ 障害者 ☐ 妊産婦 ☐ 免許保有なし
利用者②	ふりがな		生年 月日	大昭 平令	年	月	日	備考	
	氏名		携帯電話	-	-			該当	☐ 障害者 ☐ 妊産婦 ☐ 免許保有なし
住所	〒大和郡山市							最寄りの乗降所	※上記の記号で記入してください。
固定電話	- -		受付	[]		入力	[]		会員番号

※記入いただいた内容は運行事業者へ提供し、当事業の実施および効果検証のために使用しますのであらかじめご了承ください。

★点線で切り取ってご提出ください。
★提出先や記入例、注意事項は裏面にありますのでご確認ください。

会員登録申込書

R8年10月

月	火	水	木	金	土	日
			1 ₃	2 ₃	3 ₃	4 ₃
5 ₃	6 ₃	7 ₃	8 ₃	9 ₃	10 ₃	11 ₃
12 ₃	13 ₃	14 ₃	15 ₃	16 ₃	17 ₃	18 ₃
19 ₃	20 ₃	21 ₃	22 ₃	23 ₃	24 ₃	25 ₃
26 ₃	27 ₃	28 ₃	29 ₃	30 ₃	31 ₃	

R8年11月

月	火	水	木	金	土	日
						1 ₃
2 ₃	3 ₃	4 ₃	5 ₃	6 ₃	7 ₃	8 ₃
9 ₃	10 ₃	11 ₃	12 ₃	13 ₃	14 ₃	15 ₃
16 ₃	17 ₃	18 ₃	19 ₃	20 ₃	21 ₃	22 ₃
23 ₃	24 ₃	25 ₃	26 ₃	27 ₃	28 ₃	29 ₃
30 ₃						

10月 21日 63.回

11月 19日 57.回

R8年12月

月	火	水	木	金	土	日
	1 ₃	2 ₃	3 ₃	4 ₃	5 ₃	6 ₃
7 ₃	8 ₃	9 ₃	10 ₃	11 ₃	12 ₃	13 ₃
14 ₃	15 ₃	16 ₃	17 ₃	18 ₃	19 ₃	20 ₃
21 ₃	22 ₃	23 ₃	24 ₃	25 ₃	26 ₃	27 ₃
28 ₃	29 ₃	30 ₃	31 ₃			

R9年1月

月	火	水	木	金	土	日
				1 ₃	2 ₃	3 ₃
4 ₃	5 ₃	6 ₃	7 ₃	8 ₃	9 ₃	10 ₃
11 ₃	12 ₃	13 ₃	14 ₃	15 ₃	16 ₃	17 ₃
18 ₃	19 ₃	20 ₃	21 ₃	22 ₃	23 ₃	24 ₃
25 ₃	26 ₃	27 ₃	28 ₃	29 ₃	30 ₃	31 ₃

12月 20日 60.回

1月 19日 57.回

R9年2月

月	火	水	木	金	土	日
1 ₃	2 ₃	3 ₃	4 ₃	5 ₃	6 ₃	7 ₃
8 ₃	9 ₃	10 ₃	11 ₃	12 ₃	13 ₃	14 ₃
15 ₃	16 ₃	17 ₃	18 ₃	19 ₃	20 ₃	21 ₃
22 ₃	23 ₃	24 ₃	25 ₃	26 ₃	27 ₃	28 ₃

R9年3月

月	火	水	木	金	土	日
1 ₃	2 ₃	3 ₃	4 ₃	5 ₃	6 ₃	7 ₃
8 ₃	9 ₃	10 ₃	11 ₃	12 ₃	13 ₃	14 ₃
15 ₃	16 ₃	17 ₃	18 ₃	19 ₃	20 ₃	21 ₃
22 ₃	23 ₃	24 ₃	25 ₃	26 ₃	27 ₃	28 ₃
29 ₃	30 ₃	31 ₃				

2月 18日 54.回

3月 22日 66.回

R9年4月

月	火	水	木	金	土	日
			1 ₃	2 ₃	3 ₃	4 ₃
5 ₃	6 ₃	7 ₃	8 ₃	9 ₃	10 ₃	11 ₃
12 ₃	13 ₃	14 ₃	15 ₃	16 ₃	17 ₃	18 ₃
19 ₃	20 ₃	21 ₃	22 ₃	23 ₃	24 ₃	25 ₃
26 ₃	27 ₃	28 ₃	29 ₃	30 ₃		

R9年5月

月	火	水	木	金	土	日
					1 ₃	2 ₃
3 ₃	4 ₃	5 ₃	6 ₃	7 ₃	8 ₃	9 ₃
10 ₃	11 ₃	12 ₃	13 ₃	14 ₃	15 ₃	16 ₃
17 ₃	18 ₃	19 ₃	20 ₃	21 ₃	22 ₃	23 ₃
24 ₃	25 ₃	26 ₃	27 ₃	28 ₃	29 ₃	30 ₃
31 ₃						

4月 21日 63.回

5月 18日 54.回

R9年6月

月	火	水	木	金	土	日
	1 ₃	2 ₃	3 ₃	4 ₃	5 ₃	6 ₃
7 ₃	8 ₃	9 ₃	10 ₃	11 ₃	12 ₃	13 ₃
14 ₃	15 ₃	16 ₃	17 ₃	18 ₃	19 ₃	20 ₃
21 ₃	22 ₃	23 ₃	24 ₃	25 ₃	26 ₃	27 ₃
28 ₃	29 ₃	30 ₃				

R9年7月

月	火	水	木	金	土	日
			1 ₃	2 ₃	3 ₃	4 ₃
5 ₃	6 ₃	7 ₃	8 ₃	9 ₃	10 ₃	11 ₃
12 ₃	13 ₃	14 ₃	15 ₃	16 ₃	17 ₃	18 ₃
19 ₃	20 ₃	21 ₃	22 ₃	23 ₃	24 ₃	25 ₃
26 ₃	27 ₃	28 ₃	29 ₃	30 ₃	31 ₃	

6月 22日 66.回

7月 21日 63.回

R9年8月

月	火	水	木	金	土	日
						1 ₃
2 ₃	3 ₃	4 ₃	5 ₃	6 ₃	7 ₃	8 ₃
9 ₃	10 ₃	11 ₃	12 ₃	13 ₃	14 ₃	15 ₃
16 ₃	17 ₃	18 ₃	19 ₃	20 ₃	21 ₃	22 ₃
23 ₃	24 ₃	25 ₃	26 ₃	27 ₃	28 ₃	29 ₃
30 ₃	31 ₃					

R9年9月

月	火	水	木	金	土	日
		1 ₃	2 ₃	3 ₃	4 ₃	5 ₃
6 ₃	7 ₃	8 ₃	9 ₃	10 ₃	11 ₃	12 ₃
13 ₃	14 ₃	15 ₃	16 ₃	17 ₃	18 ₃	19 ₃
20 ₃	21 ₃	22 ₃	23 ₃	24 ₃	25 ₃	26 ₃
27 ₃	28 ₃	29 ₃	30 ₃			

8月 21日 63.回

9月 20日 60.回

R8年10月

月	火	水	木	金	土	日
			1 ₃	2 ₃	3 ₃	4 ₃
5 ₃	6 ₃	7 ₃	8 ₃	9 ₃	10 ₃	11 ₃
12 ₃	13 ₃	14 ₃	15 ₃	16 ₃	17 ₃	18 ₃
19 ₃	20 ₃	21 ₃	22 ₃	23 ₃	24 ₃	25 ₃
26 ₃	27 ₃	28 ₃	29 ₃	30 ₃	31 ₃	

R8年11月

月	火	水	木	金	土	日
						1 ₃
2 ₃	3 ₃	4 ₃	5 ₃	6 ₃	7 ₃	8 ₃
9 ₃	10 ₃	11 ₃	12 ₃	13 ₃	14 ₃	15 ₃
16 ₃	17 ₃	18 ₃	19 ₃	20 ₃	21 ₃	22 ₃
23 ₃	24 ₃	25 ₃	26 ₃	27 ₃	28 ₃	29 ₃
30 ₃						

10月 21日 63.回

11月 19日 57.回

R8年12月

月	火	水	木	金	土	日
	1 ₃	2 ₃	3 ₃	4 ₃	5 ₃	6 ₃
7 ₃	8 ₃	9 ₃	10 ₃	11 ₃	12 ₃	13 ₃
14 ₃	15 ₃	16 ₃	17 ₃	18 ₃	19 ₃	20 ₃
21 ₃	22 ₃	23 ₃	24 ₃	25 ₃	26 ₃	27 ₃
28 ₃	29 ₃	30 ₃	31 ₃			

R9年1月

月	火	水	木	金	土	日
				1 ₃	2 ₃	3 ₃
4 ₃	5 ₃	6 ₃	7 ₃	8 ₃	9 ₃	10 ₃
11 ₃	12 ₃	13 ₃	14 ₃	15 ₃	16 ₃	17 ₃
18 ₃	19 ₃	20 ₃	21 ₃	22 ₃	23 ₃	24 ₃
25 ₃	26 ₃	27 ₃	28 ₃	29 ₃	30 ₃	31 ₃

12月 20日 60.回

1月 19日 57.回

R9年2月

月	火	水	木	金	土	日
1 ₃	2 ₃	3 ₃	4 ₃	5 ₃	6 ₃	7 ₃
8 ₃	9 ₃	10 ₃	11 ₃	12 ₃	13 ₃	14 ₃
15 ₃	16 ₃	17 ₃	18 ₃	19 ₃	20 ₃	21 ₃
22 ₃	23 ₃	24 ₃	25 ₃	26 ₃	27 ₃	28 ₃

R9年3月

月	火	水	木	金	土	日
1 ₃	2 ₃	3 ₃	4 ₃	5 ₃	6 ₃	7 ₃
8 ₃	9 ₃	10 ₃	11 ₃	12 ₃	13 ₃	14 ₃
15 ₃	16 ₃	17 ₃	18 ₃	19 ₃	20 ₃	21 ₃
22 ₃	23 ₃	24 ₃	25 ₃	26 ₃	27 ₃	28 ₃
29 ₃	30 ₃	31 ₃				

2月 18日 54.回

3月 22日 66.回

R9年4月

月	火	水	木	金	土	日
			1 ₃	2 ₃	3 ₃	4 ₃
5 ₃	6 ₃	7 ₃	8 ₃	9 ₃	10 ₃	11 ₃
12 ₃	13 ₃	14 ₃	15 ₃	16 ₃	17 ₃	18 ₃
19 ₃	20 ₃	21 ₃	22 ₃	23 ₃	24 ₃	25 ₃
26 ₃	27 ₃	28 ₃	29 ₃	30 ₃		

R9年5月

月	火	水	木	金	土	日
					1 ₃	2 ₃
3 ₃	4 ₃	5 ₃	6 ₃	7 ₃	8 ₃	9 ₃
10 ₃	11 ₃	12 ₃	13 ₃	14 ₃	15 ₃	16 ₃
17 ₃	18 ₃	19 ₃	20 ₃	21 ₃	22 ₃	23 ₃
24 ₃	25 ₃	26 ₃	27 ₃	28 ₃	29 ₃	30 ₃
31 ₃						

4月 21日 63.回

5月 18日 54.回

R9年6月

月	火	水	木	金	土	日
	1 ₃	2 ₃	3 ₃	4 ₃	5 ₃	6 ₃
7 ₃	8 ₃	9 ₃	10 ₃	11 ₃	12 ₃	13 ₃
14 ₃	15 ₃	16 ₃	17 ₃	18 ₃	19 ₃	20 ₃
21 ₃	22 ₃	23 ₃	24 ₃	25 ₃	26 ₃	27 ₃
28 ₃	29 ₃	30 ₃				

R9年7月

月	火	水	木	金	土	日
			1 ₃	2 ₃	3 ₃	4 ₃
5 ₃	6 ₃	7 ₃	8 ₃	9 ₃	10 ₃	11 ₃
12 ₃	13 ₃	14 ₃	15 ₃	16 ₃	17 ₃	18 ₃
19 ₃	20 ₃	21 ₃	22 ₃	23 ₃	24 ₃	25 ₃
26 ₃	27 ₃	28 ₃	29 ₃	30 ₃	31 ₃	

6月 22日 66.回

7月 21日 63.回

R9年8月

月	火	水	木	金	土	日
						1 ₃
2 ₃	3 ₃	4 ₃	5 ₃	6 ₃	7 ₃	8 ₃
9 ₃	10 ₃	11 ₃	12 ₃	13 ₃	14 ₃	15 ₃
16 ₃	17 ₃	18 ₃	19 ₃	20 ₃	21 ₃	22 ₃
23 ₃	24 ₃	25 ₃	26 ₃	27 ₃	28 ₃	29 ₃
30 ₃	31 ₃					

R9年9月

月	火	水	木	金	土	日
		1 ₃	2 ₃	3 ₃	4 ₃	5 ₃
6 ₃	7 ₃	8 ₃	9 ₃	10 ₃	11 ₃	12 ₃
13 ₃	14 ₃	15 ₃	16 ₃	17 ₃	18 ₃	19 ₃
20 ₃	21 ₃	22 ₃	23 ₃	24 ₃	25 ₃	26 ₃
27 ₃	28 ₃	29 ₃	30 ₃			

8月 21日 63.回

9月 20日 60.回